

令和6年6月犬山市議会定例議会会議録

第2号 6月7日（金曜日）

◎議事日程 第2号 令和6年6月7日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君	主 査 補	高橋 万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副 市 長	永 井 恵三君
教 育 長	滝 誠君	経 営 部 長	井 出 修平君
市民部長兼防災監	武 内 雅洋君	健康福祉部長	高 木 衛君
子ども・子育て監	小 幡 千尋君	都市整備部長	森 川 圭二君
都市整備部次長	丸 井 良修君	経済環境部長	新 原 達也君
教 育 部 長	中 村 達司君	消 防 長	大 澤 満君
企画広報課長	古 田 隆行君	経営改善課長	兼 松 光春君
総 務 課 長	舟 橋 正人君	防災交通課長	伊 藤 修君
高齢者支援課長	前 田 敦君	都市計画課長	高 木 誠太君
都市計画課主幹	一 柳 佳誉君	下水道課長	五十嵐 康君

環境課長	高橋正直君	観光課長	小池信和君
学校教育課長	西村岳之君	学校教育課主幹	鈴木早智君
消防総務課長	村山弘泰君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） おはようございます。6番、公明クラブ、島田亜紀です。議長からの発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました2件について、順次質問をさせていただきます。初めてのトップバッターで緊張しておりますが、一生懸命質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1件目、市内のごみ問題についてです。本年3月に市民の方から「不法投棄がされているところが2か所あり、犬山の自然が台なしになっています。何とかきれいになりませんか」とお声をいただきました。すぐ現場に行き、確認をしました。

1か所目は犬山病院からさら・さくらへ抜けていく愛知用水管理用地の歩道で、雑木林の中に洗濯機やプラスチックの衣装ケース、バケツ、家庭ごみなどが無造作に捨てられていました。

2か所目は、犬山浄水場からモンキーパークへ抜けていく、あまり人が通らないような道路の脇に、ベッドやタンスなどが不法投棄されておりました。その2か所とも以前から不法投棄が多い場所なのか、不法投棄を抑止する立て看板が立ててありました。

しかし、看板自体が壊れていたり、経年劣化で何が書いてあるか分からなくなっております。すぐ担当課に状況をお伝えしたところ、素早く対応してくださり、市民の方も大変喜んでくださいました。ありがとうございました。

令和5年に丸山議員が、令和4年には、畑議員と諏訪議員も、不法投棄や、回収したごみの処理について質問されています。

要旨1、不法投棄について、市民から通報のあった不法投棄はどのように処理、対応されているのでしょうか。

また、市で対応した不法投棄の処理件数、処理した量はどれぐらいあるのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） おはようございます。それでは、島田議員のご質問にお答えします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、原則その土地の所有者等に対応していただくということになりますので、不法投棄が行われた場所が、民有地であれば、必要に応じて所有者を調査し、連絡をしているところです。

道路や河川については、管理者が国、愛知県の場合には、現地を確認した上で、国、愛知県に対応を依頼することが本来ではありますが、県道につきましては、安全上、早期対応が求められますので、実際には市で回収することが多くなっているところです。

国道については、近年、事例は少ないですが、その都度、判断したいというふうに考えております。国道ですので、交通量が多く、危険な作業となることから、まずは国に依頼したいというふうに考えております。

管理者が市の市道の場合には、環境課または土木管理課にて対応しておりますが、大型のもの、重いもの等、職員による対応が難しい場合には、回収を依頼する場合があります。その他、市が所管する施設については、その施設所管課において対応しているところです。

また、ごみ集積所に収集品目と異なるものが捨てられた場合には、町内会等に警告シールを貼付、貼り付けていただき、1週間程度の残置、そこに置いていただくと。それでも撤去されなければ、町内から連絡をいただき、環境課の職員が回収しております。

以上が通常の場合となりますが、量が多い場合や、事業者が不法投棄をしたことが疑われる場合には、対応が異なってきます。そのような場合には、警察に通報し、不法投棄物については犬山市環境課が一旦回収し、犬山市都市美化センター敷地内で一時保管しております。

警察の捜査後に行為者が判明した場合には、その行為者が、行為者が判明しない場合については市が処分するというふうにしております。

なお、市への連絡により環境課職員が回収して処分したもののについては、直近3年間では、令和3年度は812件、1万9,890キロ、令和4年度は757件、1万4,871キロ、令和5年度は598件、1万2,358キロとなっており、減少傾向となっております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。毎年多くの不法投棄があることが分かりました。トイレでもそうですが、きれいなトイレはきれいに使おうという気持ちと同じく、汚いトイレはどんどん汚れていきます。不法投棄が減少傾向にあると伺い、少し安心しました。

一つの要因としては、職員の皆さんが素早い対応できれいにしてくださっているからではないかと思います。先ほども言いましたが、注意喚起の看板が劣化しているものは、また新しく設置してもらいたいと思います。

話は変わりますが、私は月に一度、まちをきれいにしようというごみ拾いの会に参加させてもらっています。

きれいにするのはとても気持ちがいいのですが、その反面、いつも思うことは、どうしてごみを捨てる人がいるのだろうという悲しい気持ちになってしまいます。この気持ちってとても大切だと私は思います。

純粋な子どもの頃からごみ拾いをするという経験をすることで、ごみは捨てないという意識が育まれていくのではないのでしょうか。コミュニティや地域でもクリーンキャンペーンがあり、そのような場所に、ぜひ親子で参加する輪を広げていけたらと願います。

次の要旨へ移ります。

要旨 2、家庭ごみの集積所について。

こちらの質問は、主婦の方からのお声で、「可燃ごみの日、カラスが来て、ごみを散らかすので大変に困っています。何か対策はありませんか。」との相談でした。「市では、折り畳み式収集容器、ネットステーションがあります。」とお伝えしたところ、町会長が市役所で申請手をすぐしていただき、1週間後には設置してもらうことができました。

しかし、喜んだのもつかの間、その折り畳み式収集容器のほうは、カラスの被害はなくなり大丈夫でしたが、もう一つの黄色い可燃ごみ用かぶせ型ネットのほうは、残念ながら荒らされておりました。

要旨 2、家庭ごみの集積所について。

カラス対策に効果のある折り畳み式ごみ収集容器の支給は、1町内会につき、2年度に1基となっていますが、それ以外に支援策等はあるのかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

町内会に対しては、犬山市ごみ集積場環境整備助成事業として、ごみ集積場に係る美化の推進のための資機材の支給、それから整備に要する補助を行っております。

資機材については、折り畳み式ごみ収集容器のほかに、可燃ごみ用かぶせ型ネット、黄色のネットを1町内、1年度につき2枚まで支給しております。このほかにはごみ捨てのルールやカラス対策を啓発する看板やチラシも支給しており、こちらのほうは支給枚数に上限はありません。

次に、集積所に対する補助としては、大きく2つあります。

1つ目は、集積所整備に係るもので、ごみ集積所整備に係る材料費、工事費、修繕費を補助しており、補助率等については、材料費は補助率4分の3、上限額が1町内会1年度につき合計3万円、工事費、修繕費は補助率2分の1で上限額等が1町内会、1年度につき1回限りで10万円となっております。

2つ目は、収集容器に係るもので備品購入費、修繕費を補助しており、補助率等については、備品購入費は補助率の2分の1、上限額等が1町内会1年度につき1回限りで3万円、修繕費は補助率2分の1、上限額等が1町内会1年度につき、合計2万円となっております。

なお、集積場によっては、道路の状況や収集の都合により、収集容器が設置できない場合があることや、対象経費や最低金額等を設けているなど、細かいルールがありますので、まずは環境課にご相談いただきたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。折り畳み式ごみ収集容器を支給しても

らった次の年度は、ほかに様々な支援があることが分かりました。予算もあると思いますが、週に2回、カラスに荒らされて、地域の住民の苦労が軽減されるように、市としても力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

ここで再質問いたします。

昨年9月の柴山議員からの一般質問に対して、折り畳み式ごみ収集容器設置に係る条件の緩和について、予算等も勘案しながら、総合的に判断していきたいとの答弁でしたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。

また、町内会等においても、いろいろとカラス対策を考えているが、市で支援することはできないかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） それでは、再質問にお答えします。

去年の9月議会で折り畳み式ごみ収集容器の支給要件については、総合的に判断したい旨、答弁をいたしておりますが、設置に係る条件もあり、先ほども申し上げたとおり、設置できない集積所も多くあるということから、現状のとおり、2年度に1基の支給としたいというふうに考えております。

カラス対策については、過去から今日に至るまで可燃ごみの午前回収、黄色いネットや折り畳み式ごみ収集容器の導入など、様々な取組を行ってきておりますが、根本的には解決になっていないというのも事実でございます。

カラス対策で効果を上げている自治体があれば、他自治体の手法であったり、カラスが嫌がる効果的なアイテムの調査など継続して研究して行い、先ほども答弁しましたとおり、ごみ集積所整備助成事業の拡充も視野に入れながら、対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。集積場環境整備助成事業の拡充を視野に対策に取り組んでいただけるとのことで、大いに期待しております。

今回設置した地域の皆様は、このような市の取組を知らず、長年収集日のたびに苦労されていたとお聞きしましたので、市としても、1,300か所の集積場のうち、カラスの被害が多い地域や対策が必要な場所はどれぐらいあるのかをまず掌握することが大事だと考えます。回収事業者にも聞き取りをするなどして、被害の多いところから優先に支援していただけたらと思います。

次の質問に移ります。

件名2、終活支援事業についてです。

犬山市には独り暮らしの高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。皆さんそれぞれに思い描いている人生を生きたいという希望をお持ちです。そのような皆さんに寄り添った支援を市として進めていただきたいという思いで、今回取り上げさせていただきました。

私の母も高齢者の独り暮らしの多い地域に住んでおり、お話を聞いたり、買物や生活のお

手伝いをしたり、民生委員としても働いております。

その過程で、何人もの身寄りのない独り暮らしの方を見送ってきました。昨年2月に見送ったKさんは急に倒れ、数日後、息を引き取りました。Kさんは長年の母の友人ですが、ご主人を病気で早く亡くされ、障害者施設に入所していた息子さんも数年前に亡くされ、頼れる身内もなく、一人で暮らしておりました。

生前、エンディングノートに、「お骨は、ご主人と息子さんのお墓と一緒に納骨してほしいこと、自分が病気になって意思表示できないときの治療方法は、この人に頼んで」と書いてありました。そのおかげでKさんは願ったとおり、家族3人、お墓で安らかに眠っておられます。

話は変わりますが、「おひとりさまの老後」の著者、上野千鶴子、社会学者であり、東大名誉教授は、シリーズ最新作の「在宅ひとり死のススメ」の中で、「在宅ひとり死準備講座」という講演会を開催したところ、こんなテーマで人が来るのかと心配したそうです。

500人に入る会場がいっぱいになり、質疑応答の時間では、「遺体の始末は自分でできない、どうしたらいいのか。お葬式はどうなるのか。」などの言葉が飛び交ったそうです。

「一昔前までは死について語るだけでも、縁起でもない、めっそうもないと話題を打ち消したものでしたが、そのような言葉がタブーになったのだと感慨を覚えたものです。」と述べられております。

高齢化の進展によって、65歳以上の独り暮らしの高齢化が増加しており、人生100年時代と言われる時代、新しい社会現象としてその対応が求められております。令和5年版高齢社会白書によりますと、令和4年10月1日現在、65歳以上の人口が3,624万人であり、総人口に占める割合、高齢化率は、29.0%となっております。

65歳以上の独り暮らし高齢者は男女とも増加傾向にあり、令和2年、2020年の高齢者の単独世帯は、男性約231万人、女性は約441万人であります。この傾向はこれからも続き、令和22年には男性約356万人、女性約540万人まで増加することが予測されております。また、生涯未婚率の上昇、少子・高齢化、独居老人や家族構成の変化、価値観の多様化によって、社会的孤立、孤独死といったこと等が社会問題化しており、人がどのように自身の人生の終わりを迎えるのか。特に独り暮らしの高齢者にとっては、生前から意識的に準備をする必要性が認識され始めております。令和5年に長谷川議員も終活支援事業について質問されておりますが、私からも再度質問させていただきます。

要旨1、高齢者単独世帯の状況について。

第10次犬山市高齢者社会福祉計画が策定され、今年度、令和6年度から8年度の3年間に
ついて、施策が始まっており、高齢化率は、令和5年現在、29.4%と承知しております。

65歳以上の高齢者のうち、独り暮らしの方は何人いるのかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

令和6年3月31日時点の住民基本台帳の数値となりますが、犬山市の総人口7万1,521人

のうち65歳以上の人口は2万1,213人で、このうち住民票上確認できる独り暮らし高齢者の方は3,137人で、総人口の4.4%、65歳以上人口の14.8%を占めています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。確実に独り暮らしの方が増えていることが分かりました。誰でも急に病気になったり、あるいは事故に巻き込まれて入院、最悪の場合は死亡という出来事に直面する可能性はあります。

また、高齢になればなるほど、親戚なども高齢に伴って関係が疎遠になりがちで、後継者がいない場合、葬儀はどうなるのか、単身者であっても同等の出来事があります。さらに、無縁社会と言われている現代には、最悪の事態が孤独死につながる危険性がある社会情勢であります。

ここで、要旨2、葬祭を行う人がいない場合の対応について、身寄りのない単身者や様々な理由で家族や親族との関係が希薄になっている方が亡くなると、市としてどのように対応するのか、また、行旅死亡人、いわゆる身元不明の方の場合はどうなるのか、葬祭の費用負担はどうなるのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市内で人が亡くなり、その亡くなった方を火葬や埋葬する方がいない場合は、亡くなった方の身元が判明しているかいないかで、根拠となる法律が変わります。

まず、身元が判明しない場合は、議員ご指摘のとおり、行旅死亡人及び行旅死亡人取扱法に従い、市が埋火葬を行います。

次に、身元が判明している場合は、墓地、埋葬等に関する法律に従い、戸籍などから親族や縁故者など、埋火葬を行う方の有無を調査します。調査の結果、埋火葬を行う方がいないと判断される場合は、市が行うことになります。

したがって、お尋ねの葬祭を行う人がいない場合の対応は、埋葬、火葬については法に基づき市が実施することになっており、その費用負担においては、この亡くなられた方の状況により、県費、市費負担、それぞれとなっております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。全国に先駆けて自治体による終活支援を始めた神奈川県横須賀市では、引取手のない遺骨が、この30年間で5倍に増えているとのことで、その多くは、生前の身元が分かっている一般市民です。

本人は葬儀費用を貯めていたのに、親族が見つからず、直葬、葬儀のない火葬をせざるを得ないケースがあったと、横須賀市地域福祉課、福祉専門官の北見氏もそのようにおっしゃっております。

以前は、住民票や戸籍から親族の氏名と住所を調べ、電話番号案内104番で照会すれば連絡ができましたが、携帯電話が普及し、固定電話が減ったことで、親族への電話連絡が難しくなっている現状であります。

そこで、同市では二つの終活支援事業を始められました。

一つは、2015年7月に始めたエンディングプランサポート事業、E S 事業です。利用者は、市の協力葬儀社と生前契約をして費用を預け、亡くなった後は、市と協力葬儀社が連携して葬儀や納骨を行う。また、対象者は民間事業を阻害しないよう、身寄りのない低所得の単身高齢者に限定されています。費用は26万円、生活保護受給者は5万円に抑えられています。

一昨年度での登録者は124人、そのうち52人が亡くなり、生前に希望した形での葬送が行われ、本人の意向が尊重されたそうです。同事業がなければ、葬儀もないまま、市が火葬することになっていました。事業開始以来、1,000万円以上の市税削減にもつながっているそうです。

同市が2018年5月から行っているもう一つの事業が、終活情報登録伝達事業です。緊急連絡先やエンディングノート、終活ノートの保管場所、墓の所在地など計11項目の情報を市に登録できています。万一の際に、警察や医療機関などからの問合せに市が対応し、本人に代わって登録情報を伝える。年齢や所得などの利用制限はなく、登録者は670人を超えます。北見氏は引取手のない遺骨の問題が注目されるが、実はそれは生前の身寄りなし問題であり、死後の遺留品や、空き家をどうするかという問題と根本は同じで、それらに関する情報を生前登録できる公的サービスは、多くの地域で必要になるはずだと言われております。

名古屋市でも2022年10月から、頼れる身内がない65歳以上の単身高齢者を対象に、安心エンディングサポート事業が始められました。また、春日井市では、今年6月に終活サポート事業が始まっております。

要旨3、終活支援事業の導入について。

犬山市としても、亡くなってからではなく、生前に整理をしておきたいという市民のお声があるが、現在の取組はどうなっているのか。

また、名古屋市の社会福祉協議会では、終活支援事業が実施されているが、犬山市社会福祉協議会では、実施する予定はないのかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市における終活支援の取組としましては、ご自身の最期に備えようとする方や、不安に感じている方のために思いを託すエンディングノートの配布や、もしものときに備え、ご家族などと話し合う人生会議の普及を目的として、尾北医師会との協働による講演会や出前講座を実施しています。

葬儀のこと、お墓のこと、お金や持ち物のことなど、人によって境遇や思いは様々で、終活として整理することも、人それぞれ異なります。

議員ご指摘のとおり、独り暮らしの方からのそうした不安が寄せられることも増えつつあり、これらの取組を案内するほか、司法書士や弁護士など、法律の専門家への相談や、民間のサービスも必要に応じてご案内をしているところです。

次に、名古屋市社会福祉協議会が実施している「あんしんエンディングサポート事業」で

すが、犬山市社会福祉協議会に確認したところ、この事業の必要性は理解しているが、現在は組織の立て直しを最優先に進めており、新規事業を実施することは困難な状況であり、将来的な課題として認識していると伺っています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。私は昨年3月の尾北医師会が進める「人生会議始めませんか」の講演を、主人と両家の父母と聞かせてもらいました。もしものときのために自ら望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組を伺い、よいきっかけとなりました。

また、犬山市にはすばらしいエンディングノートがありますが、より一層活用できるよう、体制づくりをお願いしておきたいと思います。

しかし現状は、エンディングノートだけでは事足りず、終活支援は住民と自治体のための喫緊の重要な課題と思っております。

最後になりますが、原市長は、第10次犬山市高齢者福祉計画の中で、「産声から看取りまで、生涯を通じて犬山で市民みなさんを守っていくため、ゆるやかな見守りとつながり合える体制づくりをお示ししたものです。そして、犬山で人生の終わりを迎える時に、犬山で暮らしてよかったとっていただくための計画です。」と言われております。これからも市民お一人お一人の人生に寄り添った支援をさらに進めていってもらえることをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

再 開

午前10時40分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。3番 増田修治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、創犬会、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました3件について、一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、狹隘道路について。

本年1月1日に能登半島沖にて未曾有の地震が起き、多くの被害が発生いたしました。その被害については報道のとおりでございますが、二次被害として、道路の寸断による避難救助が困難を極めたり、物資の支給遅延など、都市基盤である道路の被害によるものも多くございました。

道路機能が災害に対して強いことは重要であり、インフラとして維持していくことは、災

害対策の課題でもあります。

さて、国道41号線が拡幅し、大きな道路のインフラ機能としては、犬山市も非常に強固なものになったかと思いますが、昨年6月にも挙げさせていただきましたが、住宅密集地における狭隘道路、いわゆる42条2項道路については、まだまだ解消に向けて動いていかなければならないと思います。

昨年お聞きしたのは、狭隘道路の補助事業の利活用についてなどでしたが、前回も申したとおり、現状の補助事業を実施するだけでは、解消に向けてなかなか進展していったいないのが実情であると思います。

特に狭隘道路の解消に向けて重要なのは、現状の調査や測量であると思いますが、境界確定などに向けて動いていないところもあり、なかなか前に進んでおりません。全国的にも大きな課題として各自治体も取り組んでおり、普及啓発に取り組んでおります。

犬山市ではホームページなどでも普及啓発をしており、案内チラシも改編され、非常に見やすくなりました。ぜひ広く周知に向けて案内していただければと思います。狭隘道路の危険性や解消することの重要性については、チラシにも掲載されているとおり、知れわたっているとおりでございます。

そして、前回も申しましたが、狭隘であるがゆえにブロックなどの撤去工事などもしにくいため、工事も進めにくく、なかなか進められていないのが現状としてあるかと思います。

それでは、要旨1、狭隘道路解消促進について。

犬山市では未整備の狭隘道路を解消し、良好な都市環境を形成するために、令和3年度より国の社会資本整備総合交付金のうち、狭隘道路整備等促進事業を活用して、道路の拡幅整備を進めており、市道上野18号線が幅員2メートル程度から4メートルへ拡幅整備を実施、橋爪・五郎丸地区では、幅員1メートル程度の箇所を4メートルへ拡幅整備を実施しております。

その効果として、地域の住民の生活利便性が向上するとともに、緊急車両等の進入、進行が可能となり、新築の住宅建築やリフォームも推進でき、市街化区域内の低・未利用地の利用促進を図ることへとつながってまいります。

そして、昨年も伺いましたが、犬山市では狭隘道路解消に向けた独自の補助事業もあり、狭隘道路解消に向け、市としても推進しているのは私も理解しております。

ですが、なかなか補助事業の活用について広がっていないのが実情としてあり、年間の予定件数にも満たしていないということが昨年言われておりました。

前回の中では、補助額は工作物等の移設費用として、道路に面する延長10メートル程度、1メートル当たり施工費1万円を想定し、事業費10万円の2分の1を上限として設定したものであるとご答弁いただきました。

そして、撤去費については、法的に後退を求められている土地であるため、補助対象とされていないということでした。

ですが、他の行政の動向を見ると、支障物件の除却として、給排水管やガス管などの地中埋設物については、別枠を設けていたり、測量分筆費用について負担していたりと、狭隘道路解消に向け、地上に見える障害物撤去の工事だけではなく部分も拡充することで、よ

り拡充していくのではないかとというふうに考えます。

狹隘道路解消に向けては、目に見える部分の工事だけではなく負担も大きいため、進んでいかないといいこともあるかと考えます。推進に向け、こういった付随する部分についても拡充を図っていくことを検討することで、より運用が図れ、解消につながるのではないかと思います。当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

狹隘道路の対策としては、狹隘道路整備費補助金のほか、狹隘道路後退用地の非課税措置、道路後退用地及び隅切り用地の寄附、買取りを行っています。

狹隘道路整備費補助金は、ご質問でもありましたが、道路後退部分にある塀や門を解体して、道路後退線より敷地の内側に新設する場合、新設する塀などの工事費に対する補助金で、上限は5万円です。補助実績は2件と少なく、狹隘道路対策として課題があると認識しています。

道路後退用地の非課税措置は、道路後退部分に市が支給する道路後退抗を設置した上で、道路の一部として通行できる状態にすることで、後退部分の土地の固定資産税を非課税とするものです。この非課税措置は、平成元年から実施しており、主に建て替えに伴い行われるケースが多く、近年では令和3年度は13件、令和4年度は15件の実績で、狹隘道路の道路空間確保に寄与しています。

この2つの狹隘道路対策は、道路空間を確保することを目的としていることから、所有権を伴わないため、制度活用に分筆の必要はありません。

一方で、道路後退用地及び隅切り用地の寄附、買取りについては、測量分筆が必要となりますが、道路事業として行われる場合は、費用は市が負担することができます。

狹隘道路の解消は、良好な都市環境の形成の観点から進めるべき施策の一つであるため、3つの対策を適切に運用し、より活用していただくため、周知を徹底するとともに、狹隘道路整備費補助金については、より活用しやすい制度とするため、塀や門の新設の有無に関係なく、道路後退部分にある塀や門などの解体を補助対象とし、補助額についても増額の検討を行っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。狹隘道路解消に対しては、ブロックの撤去だけではなく、場合により水道メーターの移設や樹木、私有物の撤去、そして工事部分だけではなく、測量、分筆などの費用もかかるケースがあり、地権者の負担も多くあることから、解消になかなかつながっていないのも実情であると思います。

また、現状の案内では分かりにくい部分も多く、複合的な案内を明快にすることで、利活用の推進にもつながると考えます。

この問題を解消するためには、費用的なことや実務的なことなどもサポートしていくことで、解消に向けた動きになっていき、また、こうした視点からの支援があることで、建築会

社や土地家屋調査士などからのあっせんもいただけたりするところもあるかと思います。狹隘道路解消に向け、様々な視点から積極的に取り組んでいただけることを期待しております。

それでは、要旨2、情報整備モデル事業について。

これは国土交通省が、狹隘道路解消に向けて、重点的に安全性を確保すべき地域、及び重点的に拡幅等整備を行う路線を指定して、地域における狹隘道路の整備方針を策定するために要する調査、検討や、地域コミュニティとの交渉、調整等に関するモデル的な取組を行う者に対し支援を行う事業です。

犬山市には集中的に狹隘道路の多い地区もあり、また未接道地もあつたりします。そこで、こうした支援を受けて解消していくことも一つの手段であると考えます。

こうしたモデル事業だけではなく、現在は柔らかな区画整理といった事業や、小規模連鎖型区画再編事業、通称ランドバンクなど、点在する空き地や空き家の対策、未接道地の問題解消と兼ねた小規模な区画の再編事業も推し進められております。

今までのような大規模な再編ではなく、小規模で地権者の数も少ないことから、計画期間も短く施工でき、狹隘道路の解消、狹隘道路の先にある空き地や空き家、未接道地、遊休地の再編といった活用へと見いだしている自治体もございます。

狹隘道路や、空き家、空き地、未接道地の解消に向け、様々な手法、事業が行われており、当市もこういった事業などを活用することで、解消に向けて加速度を持って動いていけるのではないかと考えます。

こうした省庁の打ち出している事業などを活用し、モデル地区の選定などを行い、さらに推進を図ってみてはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

狹隘道路情報整備モデル事業は、国において今年度新たに創設された事業で、来年度までの2か年に限って、地域防災力の向上に向けたモデル的なケースについて支援を強化するものです。

制度の内容としましては、議員のご質問にもありましたように、狹隘道路解消の加速化を図るため、ハード整備につなげるためのソフト事業が対象となり、具体的には一つ目として、整備方針の策定に係る実態把握調査や、情報分析、検討などに要する費用と、二つ目として、地域コミュニティとの交渉、調整などに係る専門家やコンサル派遣費用の二つを対象とした地方自治体への定額補助となっています。

また、ランドバンク事業は、静岡県掛川市や山形県鶴岡市などで行われている事業であり、基本的には小規模なエリアにおいて、空き家、空き地、周辺の宅地及び道路を一体として捉え、それを再編し、連鎖させ、良好な住環境整備につなげるものです。

多くが、NPO法人与連携し、実施していますが、掛川市のように、空き家への特化や鶴岡市のように、狹隘道路に空き家も含めて事業化するなど、その地域の状況に応じた住環境の整備を実現するものです。

このような狹隘道路や空き家などの解消に向けた小規模で面的な独自の取組として、犬山市、当市では、令和5年5月11日に愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部と、犬山市未接道地コーディネーター派遣事業協定を締結しています。これは道路に接していないため、未利用となっている一団の土地や空き家などの課題解決のため、区画の再編などの手法で良好な住環境の整備につなげることを目的として、市内の一団の未接道地の所有者に対して意向調査を行い、宅地建物取引業協会の会員をコーディネーターとして、相談会を開催することで解決策を探るという協定です。

令和5年度は、複数ある市内の未接道地の中から、モデル地区を候補地として1か所選定し、所有者などへ事業への協力や相談会への参加意向調査を行いました。

しかしながら、所有者の一部に、趣旨にご賛同いただけない方もいらっしゃったので、残念ながら相談会の開催には至りませんでした。

今後も、ご提案いただいた国の支援制度の活用も視野に入れながら、この未接道地コーディネーター派遣制度を活用し、未接道地への働きかけを継続的に実施することで、狹隘道路の解消につなげていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。未接道地については、犬山市も独自に先進的な取組をスタートしているということで、ぜひ今後の運用に期待したいと思います。

今までと同様の制度体系ではない手法で進めなければ、前に進んでいかないとも思いますので、様々な手法を研究して取り組んでいただければ幸いです。こうしたモデル事業などに選定されるのにも、なかなか越えなければいけないハードルなどもあるかと思いますが、災害が起きてからこういった狹隘道路によって被害が拡大することがないように、現状ある事業だけでなく、様々な視点を持った解消に向けた事業に期待をしております。

それでは、続きまして、件名に2のほうに移りたいと思います。

件名2、移住促進・空き家活用について。

移住促進の中で、まちの魅力や住みやすさを発信していくことは大切ではありますが、それには確実に住まいの情報が必須であり、家についての政策が、移住・定住と直結であるとも言えるのではないかと考えます。

そこで、本件では、移住と空き家、また住宅に関する項目をまとめて質問させていただきたいと思います。

3月に移住・定住専用のホームページが出来上がり、これから犬山市もさらに力を入れて、移住促進を行っていくこととなります。ホームページはまだ立ち上がったばかりですし、これからブラッシュアップを加えつつ、完成度が高まっていくのかなと期待しております。

2月定例議会でも挙げさせていただきましたが、近隣他市町の力の入れ方は非常に高く、魅力的な発信も行っております。犬山市も近隣他市町に負けないように、また、このホームページをきっかけとした移住が増えることを期待しております。

さて、移住に関しては、こういったホームページなどの情報を基に興味を抱き、この町に住んでみようかな、家を探そうかなといった流れになっていくのかと思います。

ということは、移住の情報、犬山市のよさを伝えることと同時に、住まう物件の不動産情

報が大切であります。探し方は様々ありますが、入り口はやはりホームページなどからの情報からという方が多いのではないかと思います。

そして、近隣の不動産業者などから土地情報や住宅情報を得て、犬山市に家を購入または賃貸することで、居を構え、お住まいいただきます。一般の不動産情報については、民間の事業者様より発信、案内をしていただいておりますが、本市としても、空き家バンクといった形で情報の提供を行っております。そして全国的にも空き家バンクは認知されており、大手不動産仲介サイトなどでも紹介をされており、犬山市もそういったサイトに掲載されているところでございます。

そこで、まずは要旨1、空き家バンクについてお伺いしたいと思います。

過去にも質問があったかと思いますが、確認の意味も含めて、現状を把握している空き家の件数と、空き家バンクを運用しておりますが、登録や成約の実績について、お伺いさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

まず、空き家の件数についてですが、平成27年度の空き家等実態調査では776件、令和2年度は848件の空き家を確認しております。

全国的には近年も空き家は増加傾向にあり、最新の件数については、今年度実施する空き家等実態調査の中で把握をしていきます。

空き家・空き地バンクの登録及び成約の件数については、平成28年度の運用開始から令和5年度末までに60件を掲載し、49件の活用実績があります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。空き家については今後、大相続時代を迎えるに当たり、増加していく傾向にあるものと言われております。先日もニュースにて空き家率世界一の日本といったものが出ており、今後も増え続ける空き家は、全国的にも大変大きな課題であると思います。

空き家になってしまうと、人が出入りせず、空気の入れ替えなどもないことから、腐朽、老朽化が急速に進み、建物の美観も失われてしまい、景観的にもよくないことが多く、衛生上や景観上など問題をもたらすおそれがあります。

そして、例えばそういった建物が狭隘道路や住宅地などにあると、倒壊や破損の危険があったりし、災害が起きた際に、2次、3次災害につながるおそれもあります。

本来であれば、空き家になる前に流通性を高められればよいのですが、個人の資産でもありますし、解決できない課題も多くあると思います。そこで、こういった空き家バンクなどの制度もあるのですが、例えば把握している空き家の所有者に対して、空き家バンクをはじめとした活用法の推奨や広告宣伝、あっせんなどは行ったりしているのでしょうか、再質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

空き家所有者に対する空き家活用法の推奨等については、空き家等実態調査の中で、空き家所有者に対して実施する空き家に関するアンケート調査や、苦情に対応する初期指導の通知、送付の際に、空き家・空き地バンク、空き家利活用改修費補助金、空き家に関する住宅相談といった、市が実施している空き家に関する支援策のパンフレットを同封し、利活用の促進を図っているところです。

また、平成29年度から空き家の利活用を考える機会づくりとして、地域ごとにセミナーや相談会を開催しており、市の広報で周知するとともに、当該地域の空き家所有者へは直接啓発を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。現状、空き家の問題には様々な角度から普及啓発を行っていることが分かりました。ですが、なかなか所有者の状況もありますので、難しい部分もございますが、空き家となる前に対策を行えることが大切であるとも思いますので、現状、お住まいの皆様にも、空き家になる前の注意喚起を、市の広報や固定資産税の通知書などにチラシを同封したりして、市内民間業者の協力なども仰ぎながら、普及啓発をしていただければ幸いです。

また、先ほどの狹隘道路の問題とも兼ねてきますが、道が狭く、リフォームや建て替え、解体などの施工がしにくかったりすると、より空き家問題にもつながってくるのかと思います。重機が入りにくく、人の手でしか施工ができないとなると、搬出入が難しくなったりし、工事価格も高額になり、余計に手をつけづらい状況にもなってまいります。そして、空き家となってしまうと、先ほど言ったように風化がどんどん進み、老朽化へとつながってまいります。

なかなか不動産や相続の部分に関しては、一般の人であれば、生涯にわたって関わる機会も少ないことが多く、知識として知らないことも多いと思いますので、行政としても情報の発信などを重ねてできれば幸いです。

再三述べてしまっておりますが、空き家にならないように、事前に情報の取得や活用できるようにしていくことは重要であると考えます。狹隘道路解消の際にも述べさせていただきましたが、狹隘道路や未接道地といった課題とも複合して、空き家などにつながってまいります。情報を早めに察知して、未然に防ぐことにつながることを期待しております。

それでは、続きまして、要旨2のほうに移りたいと思います。

要旨2、マイホーム借上げ制度について。

まずは添付しております資料をご覧くださいと思います。これは20年ほど前にできた制度でして、私も当時勤めていた会社にて研修などを受けたたりし、お客様にも普及啓発をしておりました。J T I、一般社団法人移住・住みかえ支援機構という機構により、資料のようなマイホーム借上げ制度といった事業を行っております。この機構の理念には、公的借上げにより、住宅の収益価値を保障することを通じ、国民の住生活を豊かにするとあり、特に

性能が高かったり、耐震性の高い住宅、大手ハウスメーカーなどを中心に利活用されている制度であり、各ハウスメーカーなどからも様々な媒体を用いてあっせんしており、制度としては周知されている部分はございますが、まだまだ知らない方も多い制度でございます。

転勤や介護施設などへの入居、子どもが建築した家に入居など、様々な事情から空き家になっている住宅をJ T Iを経由して借り上げ、転貸することで、売却ではなく、賃貸として住宅を活用できる制度です。

特に昨今は高齢化社会が進み、空き家問題、大相続時代などと様々な住宅にまつわる諸問題が顕在化する中で、以前よりも、より活用について興味を持たれている方も多いようです。

全国の自治体でも共同している自治体も数多くあり、愛知県では東海市、名古屋市、常滑市などが相談窓口を設けて案内をしております。移住での困り事の解決や、今後の相続や空き家問題、そして不動産を貸し出す際などに活用できることかと思えます。

また、移住ページなどでこういった情報があることは安心にもつながり、当市の一種のブランディングにもなると思えます。調べてみると、岐阜県などは数多くの自治体がタイアップしておりますが、近辺の自治体では取り組んでいるところはなさそうでした。

全国的にもタイアップしている自治体も数多くあり、当市としてもホームページ上での移住ページや空き家のページなどで今後、制度紹介をしていくことで、一種の犬山市のブランディングにつながることもできるのかなと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

一般社団法人移住・住みかえ支援機構が実施しているマイホーム借上げ制度は、自分はその家から離れるが、売却の予定のない住宅を所有している方にとっては魅力ある制度であり、空き家対策の一つとして、そうした方々に提供できる新しい情報の一つだと考えます。

また一方で、自分のライフスタイルや家族構成、ニーズに合わせた住宅を購入ではなく、賃貸でお探しの方にとっては、住宅探しの方法の一つの選択肢になり得るものとも考えます。そうした点で、この制度は空き家対策のみならず、幅広い年代層に発信する住むまち選定の情報源としても有益な情報だと判断しています。

市内での空き家の発生抑制、また、空き家を活用した移住・定住の促進にもつながることも期待できますので、今後、市ホームページの住まいの情報への掲載のほか、住むまち犬山Webサイト内での外部リンクの設定などを検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。当市としても取り組むのにもそこまで大きな労力や費用はなく、住民の生活の安心、老後の安心などにもつながると思えますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

また、こうした専門性の高い様々な団体とタイアップしたり、学習の機会を設けることは、今後の市政、市民の生活の向上にも多大な影響があると考えます。機構に問い合わせたところ、各行政でもタイアップして、セミナーの開催、相談会などを開催して、市民からの相談

を受けたりし、空き家解消にもつなげているようです。個々が持つ大切な資産である住宅を空き家にしてしまうのではなく、利活用を図ることができれば、空き家対策、移住政策などにもつながっていくと考えます。様々な情報やツール、助成の活用、団体などと協働などをして、一人一人の住生活の向上につながっていければと思います。

それでは、件名3のほうに移ります。件名3、犬山南小学校北館について。

児童、父兄の皆様、地域の皆様が大いに期待を寄せていた北館が、本年2月に完成をいたしました。新しい学舎は期待どおりに非常にすてきな空間の建物であり、これからの学校生活にも非常に楽しみだろかなと思います。

ですが、先日の全員協議会にて、犬山南小学校北館の一部、階段部分に施工不良があり、コンクリートの一部が破損したとの報告がございました。幸いけが人などもなかったことはよかったと思いますが、新築してすぐにこの施工不良が発生してしまったことは、誠に残念なことであり、大変大きな問題でもあると考えます。

それでは、要旨1、階段部分の施工不良についてです。

現在は鋭意調査中であり、まだ詳細の原因などは不明な部分もあるかと思いますが、詳細についてお伺いできればと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

現時点で判明している施工不良は2か所であり、北館の外部階段と内部階段です。外部階段では、校舎2階との接続部分で、無収縮モルタルの充填不足と、階段を校舎本体に固定するためのアンカーボルトの位置が設計図と異なる位置に設置されていたことで、階段の加重がコンクリートの一部に集中し、破損したと考えられます。

内部階段は、外部階段と同様の施工方法であったため、点検を実施したところ、2階及び踊り場の校舎との接続部分で、外部階段と同様、無収縮モルタルが充填されていないことが判明しました。

施工不良への対応として、児童の安全を最優先に考え、改善ができるまで階段を使用禁止としています。また、外部階段は地震などの災害時における避難経路になりますが、現時点では安全を確保できないため、北館2階を利用していた2年生については、南館の教室へ移動しました。

施工不良箇所への対策工事については、現在、市や事業者など関係者で協議をしているところですが、内部階段は建築基準法上の適法性について、県へ確認の上、安全性の確保についてめどが立ったため、今週末に無収縮モルタルを充填する対策工事を実施し、施工状況を確認の上、内部階段及び2階特別教室の使用を再開する予定です。

外部階段については、対策工事の実施方法について検討を行っている段階であり、児童の学校生活の影響や、安全を第一に考えながら対策を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。現状は分かりました。今後、施工業者等との

対応もあるかと思いますが、毅然とした対応をしていただきたいと思います。

それでは、再質問です。

子どもたちにとって大切な学びの場である学舎の安心・安全は、必須の事項であると考えます。ましてや小学校となると、近隣の方々の災害時の防災拠点ともなり得、頑丈強固であることが大前提の建物であると思います。

さらに言えば、屋外階段となると、地震時、災害時に使用するものであり、本来であれば最も頑丈であるべきであり、その状況での今回の事故は非常に懸念されるものであります。事実報告はいただきましたので、今回の施工不良について、市としてはどのように捉え、どのような姿勢にて臨んでいくのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

今回の施工不良については、あってはならない事案であり、大変重く受け止めています。

まずは、北館2階が使用できるよう、階段の対策工事を最優先に対応し、児童の学習環境の確保に努めます。

対策工事を進めるとともに、施工不良の原因について、現在施工業者に対して報告書の提出を求めています。随時チェックを入れ、不足する情報を指摘するとともに、現場を確認させ、修正を行っているところです。

なぜ設計図どおりに施工できなかったのか、技術的な問題なのか、施工業者の体制に問題がなかったかなど、しっかりと原因究明を行っていきます。

大規模な工事であり、関係する工事業者が多数となるため、現時点で調査結果は完成していない状況ですが、事実関係の把握ができ次第、保護者や議員の皆様へ報告してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。やはり施工不良に関しては、建設業者に対ししっかりと対応を求めるとともに、補償などの責任も付随してくると思いますので、その辺りは市としてもしっかりと対応をしていただきたいと思います。

それでは、視点を改めて再々質問をさせていただきます。

当然、当市としても、当現場に対し施主とはいえ、監督している部分もあると思います。当市としての責任の所在はどこになり、当市としてはどのような業務体系でこの物件を管理してきたのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

犬山南小学校の改築工事の管理及び監督状況ですが、管理については、工事監理業務を設計事務所に委託しています。委託内容は、国土交通省が定める建築工事監理業務委託共通仕様書に規定する内容及び市が必要とする内容を委託しています。

具体的には、設計図書の内容の把握及び検討、工事材料や設備機器等の検討及び報告、工事と設計図書との照合及び確認、工程表の検討及び報告、工事請負契約に定められた指示、検査等、関係機関の検査の立会い等となります。

市の監督状況ですが、犬山市工事監督要領に基づき、当初設計金額が1億円を超える工事のため、専任監督職員、主任監督職員及び総括監督職員を任命しています。

専任監督職員は、工事担当課以外の職員を任命することができるため、都市計画課に依頼し、主任監督職員及び総括監督職員は学校教育課が務めています。

工事への管理監督体制ですが、週に1回定例の打合せを実施し、打合せには市、施工業者、管理業者、学校職員、その他必要に応じて、関係者が一堂に会し、工事スケジュールや工事内容、現場確認を実施し、検討、協議してきました。

また、定例の打合せだけでなく、工事の進捗状況に応じて、施工業者や管理業者との詳細な打合せ、現場での施工確認、各工程での検査等、随時協議を進めてきたところです。

◎議長（柴田浩行君） 原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 増田議員の質問に全体的にお答えをしたいと思います。

言われるとおり、2月に完了をしました。内覧会では、今までにない800人を超える地域の皆さんがお出かけをいただいて、内覧会を見ていただき、期待をし、新学期を迎えました。

そして、新学期から子どもたちが新しい校舎を使用するにようになります。これからだというときに、今申し上げてきました外階段のコンクリートの一部が破損した。これは非常に大きな問題です、というよりも許せないという思いも大きく持っています。

その中で、これまでの対応について少し申し上げるのであれば、破損した状況の報告を受け、すぐ事業者を呼び出しました。その場ですぐに施工不良という答えを聞き取りました。そこから子どもたちのまず安心・安全が必要であるがゆえに、2方向の避難路が確保できないということで、子どもたちの安心・安全を最優先に、じくじたる思いで新校舎から南舎へ子どもたちを移動させる判断をしました。

そして今、部長が申し上げたとおり、様々なやり取りをしてきたが、遅過ぎるという思い、また、質問に対して的確に答えていないという状況を踏まえて、社長に自ら電話をし、社長の指導力と的確な指示によって、早急に動くようにと強く電話にて申入れをしたところがあります。

そうした思いで、今、市職員と一緒に、徹底して子どもたちのために早く使えるように最大の努力をしているところでありますが、ここは厳しく徹底した姿勢で、事業者と向き合っていきたいというふうに思っています。そうした強い思いを持って、この北の校舎については、犬山市として対応していく。何よりも子どもたちのために、どんな校舎であるべきかをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、また随時ご報告を申し上げていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。また市長からもご答弁いただきまして、

誠にありがとうございます。今のお話を聞きまして、当市としても毅然とした態度で業者と向き合っている姿勢が見てとれましたので、迅速に対応いただけますよう、よろしくお願いいたします。

ただ、当市としても、専任、主任、統括と監督職員が任命されており、週に一度の打合せを行ってきた中での事案ということで、当市としても大変重く受け止められる事案ではないかというふうに感じました。

子どもたちは新しい校舎で学べると思ってわくわくしていた中で、南館の3階に移動して授業を行っております。それは子どもたちにとっても大変残念なことだと思いますので、早急な対応をよろしくお願いいたします。

それでは、要旨2のほうに移りたいと思います。要旨2、今後の対応策について。

先ほど要旨1の中で現状の把握をさせていただきました。それに伴いまして、今後の対応策についてお伺いさせていただきます。

こういった事案が起こることで、市民感情としては今後、補修すれば大丈夫なのか、またほかの部位は大丈夫なのかなど、様々な臆測、心配事が出てくると思います。そして、子どもたちは、早く安心して新しい校舎で学びたいと思います。今後、このような事案が二度と起きないように、どうしていくのか、再発防止策等について当局の見解をお伺いさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ほかの部位は大丈夫なのかというご心配は当然だと認識しています。まずは階段の対策工事を早急に実施することとしていますが、合わせて、建物全体の点検についても実施が必要であると考えています。

点検箇所や調査方法については、現在、市と事業者など、関係者で協議を進めているところですが、点検についても、安心・安全な学校環境を整えることが急務であるため、施工不良の対策工事と並行して対応してまいります。

今後も、学校の大規模改修が続きますので、まずは今回の施工不良の原因や問題点をしっかりと把握し、さらに管理監督体制を強化することで、再発防止に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。この事案について一番影響を受けているのは学舎で学ぶ子どもたちです。子どもたちが安心・安全に明るく元気に学べる施設に早期に復旧していただきたいです。

速やかに対応いただき、学びに影響のないように、最大限取り組んでいただけることを期待しております。

以上で、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。8番 小川清美議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 皆さんこんにちは。8番、創犬会、小川清美でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。ふだん我々が何げなくというか、いつも出しているし尿とか家庭からの雑排水、これに今回はスポットを当ててお聞きしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

件名1、一般住宅におけるし尿処理について。

要旨①市内の浄化槽設置状況等についてでございます。

3月の議案で、くみ取り手数料の改定に関し、当局から、その世帯数は658戸といった説明がありました。裏を返せば、ほとんどの世帯が、し尿については何らかの処理を行っているということになるわけでございます。

公共下水道、あるいは農業集落排水設備に接続されているものを除いた残りのほとんどが、個別または集中式の浄化槽を設置し、し尿を処理しているということになります。

そして、個別処理のうち、単独処理浄化槽は、し尿だけに対応している浄化槽で、この浄化槽を設置している家庭では、生活雑排水、いわゆる台所、お風呂、洗濯等の排水は、排水路を経由して、そのまま河川などに垂れ流しにされているということでございます。

当市では、排水路といえども、下流では農業用水として利用されているところが多くあり、こうした状況などから、法律により、平成13年4月1日以降は、単独処理浄化槽の新規設置は原則認められていません。

また、令和元年度からは、浄化槽の現状を正しく把握し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進するため、都道府県において、浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成することが義務づけられました。

そこで、要旨1として、市内の浄化槽設置状況並びに県が義務づけられている浄化槽台帳とはいかなるものなのか。そして、どのようにデータを活用しようとしているのかについてお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 小川議員のご質問にお答えします。

浄化槽台帳は、令和元年に議員おっしゃるように改正された浄化槽法第49条により、都道府県知事や保健所を設置する市または特別区の長に作成が義務づけられております。

浄化槽台帳には浄化槽の所在地や管理者の情報、法律で定められた水質に関する検査、点検等の実施状況などを記載することとされております。

犬山市における浄化槽設置状況につきましては、正確な数字は把握できておりませんが、愛知県から提供を受けている浄化槽台帳によると、令和5年度末時点において、単独処理浄化槽が約4,900基、合併処理浄化槽が約2,900基となっておりますが、土地の所在が重複しているなど、疑義があるものも散見されるため、この数字については参考程度というようなこととなります。

この浄化槽台帳のデータを基に、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換指導や検査の受検指導等を通じた良好な放流水質の確保や、管理状態の悪い浄化槽に対する指導の実施とともに、特定既存単独処理浄化槽、これは既存の単独処理浄化槽のうち浄化槽本体に大きな破損があつて漏水しているなど、そのまま放置すると生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められた浄化槽を言うんですけども、これの浄化槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講じることなどに、データとして活用されております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。市内の浄化槽の設置状況について答弁がありましたように、単独処理浄化槽が約4,900基、合併処理浄化槽が約2,900基ということで、まだまだ単独処理式が圧倒的に多いということを理解をいたしました。

再質問をさせていただきたいと思います。

浄化槽は使い続けますと、汚泥が蓄積し、十分に浄化されなくなる可能性があります。少し前の中日新聞で、年1回の浄化槽の法定清掃に関し、環境省が行った初めての調査のことが報じられていました。これによると、新設直後で清掃の必要がない設備を除いて、2022年度に年1回以上の清掃を実施したものは、全国平均で64%であつたということでございます。

そこで、当市における年1回以上の保守点検や、清掃の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

環境省では毎年度、浄化槽の設置状況などについての調査結果を公表しておりますが、令和4年度分の調査から浄化槽法で定められた法定点検及び清掃に関する調査が初めて実施され、全国平均では保守点検の実施率は70.2%、清掃の実施率は63%となっております。犬山市における同調査の結果を見ると、保守点検の実施率は65.1%、清掃の実施率は67%となつ

ています。

なお、本調査の結果については、浄化槽台帳の数字を基にしておりますので、先ほども言ったように、浄化槽台帳の数字に疑義があるということから、参考数値として捉えていただきたいというふうにお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。当市の保守点検実施率は、全国平均よりもやや低いですが、清掃の実施率はやや高いということが分かりました。

再々質問をいたします。

1点目として、法定の清掃や点検についてもっと周知をし、環境に配慮すべきと考えるが、この点についての見解をお聞きます。

また、2点目として、浄化槽は主に個人管理であり、清掃を1回行くと数万円かかり、独り暮らしの高齢者世帯には重い負担となるため、国が補助する仕組みを創設したとのことです。この制度概要と犬山市の取組についてお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再々質問にお答えします。

1点目の法定の清掃や保守点検に係る周知については、大切なことと考えておりますので、今後も愛知県と連携しながら、市広報等を通じて継続的に周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の高齢者世帯向けの補助金については、令和6年1月に循環型社会形成推進交付金に、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業が追加されました。本事業は、浄化槽の維持管理向上及び少人数高齢世帯の維持管理負担軽減のために設けられたものとなっており、浄化槽が設置されている世帯が65歳以上の2名以下の世帯で、当該浄化槽の使用者の所得が月収15万8,000円以下である場合に、法定の保守点検及び清掃、法定検査の費用の一部の助成を行うものとなっております。

本事業の実施に当たっては、国から2分の1が交付されますが、基準額の上限や期間（3年以内）が定められるとともに、市町村においては対象となった浄化槽について指導管理等を通じた適正かつ効率的な管理を図ることや、関係機関、事業者等と連携した上で、浄化槽の維持管理の継続的な実施を担保するための措置の導入が求められることとなります。

本事業は、少人数高齢世帯のみを対象としており、それ以外の低所得世帯や下水道区域内の高齢者との平等性の観点から疑問があること、国からの交付期間が3年と短いことも合わせて、現時点においては導入を考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。国の補助内容についてお答えいただきましたが、随分厄介なことが分かりました。そして平等性の観点等から、導入の考えは現時点でないということで理解をいたしました。

なお、法定の清掃や保守点検の周知については、引き続きしっかりお願いをいたします。

それでは、要旨②に移ります。要旨 2、合併処理浄化槽設置補助事業についてでございます。

先ほど申し上げましたように、平成13年4月1日以降は、単独処理浄化槽の新規設置は、原則認められておらず、現在、単独処理浄化槽設置家庭でも生活雑排水に対応した環境に優しい合併処理浄化槽への転換が強く求められています。

当市においても、令和2年に合併処理浄化槽設置に関する補助金額が拡充されまして、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進められております。

3月の定例議会の答弁にて、市街化調整区域の公共下水道整備は、前原台を最後として、今後、下水道区域図からも予定区域を消していく、そのような発言がありました。

資料をご覧くださいと思います。資料1の区域図でございますが、図中のピンク色で塗られた部分は、凡例にありますように、事業計画区域となっておりまして、いわゆる公共下水道予定区域と思っております。

これまで、こうした区域は、合併処理浄化槽設置補助の対象となっていなかったもので、予定区域から外れるのなら、少しでも早く補助金の対象区域とすべきと思ひまして、市のホームページを見てみましたところ、資料2の別図のとおり、市街化区域と市街化調整区域で既に供用開始されている住宅団地、並びに前原台を除く区域は、既に補助対象となっていました。素早い対応をありがたく思っております。

このように市のホームページを見れば、概要は掲載されてはいますが、改めて周知の意味を込めまして、この場でこの制度について簡単に説明していただくとともに、補助実績についてお尋ねをしたいと思います。

なお、ちょうど1年前の岡村議員の一般質問にて、平成25年から4年度までに60基補助したという答弁をいただいておりますので、4年度と5年度の実績をお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山市では、自ら居住する住宅用の単独浄化槽またはくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする者を対象に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付しております。

ただし、本補助金では住宅の新築、建て替えに伴うものや、犬山市公共下水道の整備予定区域等については対象外としております。

設置費、宅内配管工事費、撤去費に対して補助しており、補助率は100%ですが、限度額を定めております。

限度額は、設置費については、浄化槽の規模に応じて異なりますが、5人槽は33万2,000円、6・7人槽は41万4,000円、8から10人槽は54万8,000円、宅内配管工事費は一律30万円、撤去費は単独処理浄化槽からの転換の場合は12万円、くみ取り便槽からの転換の場合は9万円となっております。

なお、令和4年度の実績では、年間7件、補助対象経費約1,129万円に対して、補助金額は541万8,000円、令和5年度の決算見込みでは、今のところ年間5件、補助対象経費約746万円に対して、補助金額は381万8,000円で、共に実際の補助率としてはおおむね2分の1となっております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。この10数年間を見ても、年間6から7件で推移しているようで、もう少しあってもよいのかなというような気がしております。

再質問をいたします。

市からの補助概要は、ただいま説明のあったとおりでございますが、この補助金について、国や県からの補填はあるのか、ないのか。あるいは、あるとすれば、どういった内容なのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

合併処理浄化槽設置補助事業については、国と愛知県の補助を受けながら実施しており、国からは循環型社会形成推進交付金として、市の補助金額の3分の1、愛知県からは浄化槽設置費補助金として5分の1が交付されております。

ただし、下水道計画区域となっているものの、将来的に区域から外れる区域については、国・県の補助金の交付対象とはなりません。市の単独補助制度として、今年度より、合併処理浄化槽設置補助事業の対象としています。

なお、国からの循環型社会形成推進交付金については、実績ではなく、令和3年度から令和7年度にかけての計画に基づいて交付されるものとなっております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 国及び県の補助金を合計しますと、市の持出し分の約53%が交付されているということ、また本年度から新たに追加した区域については、当分の間、市の単独事業ということが分かりました。答弁ありがとうございました。

ここで再々質問をいたします。

例えば10人槽を合併処理に入れ替える場合、最大96万8,000円の補助が出るということで、かなり助かるなという印象はありますが、宅内配管工事費の補助について見てみますと、限度額30万円というのは、一般的な住宅1棟の配管分かなと考えております。離れが建っている場合や、田舎で敷地が大きい場合はかなりの工事費がかかると思います。少しでも合併処理浄化槽への転換を図り、環境に配慮したまちづくりを推進するため、また、公共下水道の予定区域でなくなるということは、この先、何百億円単位で工事費が削減されるということなので、そのほんの一部でも市単独として補助金に充当できると思いますので、この宅内配管工事費補助の限度額について、もう少し融通性を持たせる、すなわち補助金の上乗せがあってもよいのではないかと、こうと思いますが、当局の見解をお聞きします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再々質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、宅内配管工事費については、住宅の配管状況によって金額の多寡が発生するものと考えております。

合併処理浄化槽への転換は、市としても推進しているところではありますが、現在市の限度額30万円については、国及び県の基準額と同額としています。

個々の事情を参酌していくと際限がなくなってしまうので、国及び県の基準に合わせるものが適切と考えており、今のところ市単独での補助金の増額等は考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

宅内配管工事費に係る補助金の増額は、今のところ考えていないということで理解をさせていただきますが、市街化調整区域内の下水道予定区域変更の本格的な見直し時点で再検討をしていただきますことを期待をいたしまして、次の要旨に移りたいと思います。

要旨③公共下水道接続区域内の状況についてです。

要旨1と2は、浄化槽についてお聞きしましたが、要旨3として、公共下水道や農業集落排水についてお聞きしたいと思います。

当市の令和6年度公共下水道区域図、先ほどの資料1の区域図を見てみますと、市街化区域のうち、犬山の坂下地区の一部や五郎丸の一部地区などを除き、そのほとんどが下水道の供用開始区域となっておりますので、あと数年たてば、計画区域の全域に公共下水道が整備されると思っています。

また、農業集落排水に関しては、平成13年から入鹿・神尾地区で、供用開始されるなど、市全体では河川環境に配慮した町が形成されていくものと思います。

一方で、町中の公共下水道区域の処理区域内を歩いていますと、側溝から嫌な臭いを感じるときが時折あります。私事でございますけれども、市役所現役時代、随分前になりますが、現在の愛北広域組合、当時は愛北衛生処理組合と呼んでいましたが、その施設を造るため、2年間ほど出向しておりました。そして、あちこちの先進施設を視察をいたしましたし、処理後のし尿処理水も何度も飲んだことがあります。

多少は勉強させていただき、先ほど側溝から嫌な臭いと申し上げましたが、恐らく公共下水道未接続で、清掃がしっかりされていない浄化槽からの排水かと思います。建築基準法では、下水道処理区域内においては、下水道に連結された水洗便所以外の便所としてはならないとありますし、法律により、くみ取り便槽の場合は、供用開始から3年以内、浄化槽の場合は、遅滞なく接続することになっていると思いますが、下水道の接続には、費用面での個人負担が発生するため、制度上どおりの運用はできていないのかもしれないかもしれません。

そこで、当市の公共下水道区域及び農業集落排水区域における施設への接続率はどれほどかをお尋ねをいたします。

また、少しでも接続率を上げるために、戸別訪問等を行い、お願いをすべきと考えますが、

当局の見解をお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

公共下水道供用開始区域内における接続率は、令和6年3月31日現在において、五条川左岸処理区で約94.1%、五条川右岸処理区で約62.8%、全体で86.9%です。また、農業集落排水処理区域内における接続率は約92.6%です。

次に、啓発活動について、令和元年度までは戸別訪問による面談及びチラシの配布を年間700件程度行っておりましたが、その後、コロナ禍となり、令和2年度から令和4年度までは面談を取りやめ、チラシの配布のみで年間500件程度行っております。

昨年度については、戸別訪問による面談及びチラシ配布を再開し、五条川右岸処理区の犬山中野上り屋地区等で、503件について啓発活動を行い、過去に接続依頼を行ったものを含め、71件の下水道接続をいただきました。

いずれにしても、未接続者に対して啓発活動をすることは一定の効果があると考えており、引き続き、戸別訪問による面談及びチラシ配布を実施していき、接続率の向上に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。コロナ感染症が落ち着いてきた昨年度から戸別訪問等を開始し、503件中71件の接続があったとのことでした。思ったよりも多くの接続があったように感じています。

いずれにしても、相手があつて難しい面もあるかと思いますが、担当の職員の方々には引き続きのご努力をお願いをいたしまして、次の件名に移ります。

件名2、都市計画法に基づく開発行為等の許可基準条例についてです。

要旨は1点、条例第2条の取扱いについてです。

当市は、市街化調整区域での建築制限緩和を目的として、犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を制定しています。いわゆる事務処理市町村ということになります。この市条例を抜粋したものを資料3として配付させていただきましたので、適宜ご覧いただきたいと思います。

この条例により、優良田園住宅が建築可能となったり、市内のあちらこちらで企業誘致が進んでいるということがございます。また、令和4年度からは、条例第2条第7号イが追加されまして、鉄道駅を中心から1キロメートル以内ということで、富岡駅周辺が一定の条件の下、建築が可能となっています。資料では、青字部分がこれらの関係条文となります。

そして、この条例改正に合わせ、条例第2条第7号ア、資料でいきますと、赤字部分でございますが、ここにありますように、下水道法に規定する予定処理区域内でも要件を満たせば開発可能となりました。

しかしながら、先ほどの件名1、質問要旨②のところで申し上げましたように、近い将来には、この下水道法第5条第1項第5号の予定処理区域が区域図からなくなるということで

す。すなわち件名1の資料2の別図、ほぼこの別図のようになるということでございます。

せっかく緩和して、市の活性化を狙ったにもかかわらず、一步後退した形となってしまいます。自分としては何らかの形で可能性の扉を閉ざすべきではないと強く思っております。

そこで、区域図変更までの現在及び今後の予定について、1点目としてお尋ねします。

また、2点目として、公共下水道に関わる都市計画法のこの緩和措置について、どう考えているのかお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

1点目の下水道区域の変更については、令和5年度に第5回まで開催されました犬山市下水道事業経営戦略改定審議会において、今後の公共下水道事業の整備は市街化調整区域及び前原台団地を計画的に進めていき、これ以外の市街化調整区域のうち、具体的な整備計画がない区域については、整備を行わない方針となりました。この方針に基づき、令和5年度に愛知県の汚水処理施設の総合的な基本構想である全県域污水適正処理構想では、市街化調整区域のうち、具体的な整備計画のない区域を、合併浄化槽による処理区域に変更しております。

今後につきましては、令和6年度、7年度にかけて、愛知県及び犬山市の策定している各種計画について順次変更手続を行い、令和7年度末までに下水道計画区域の変更が完了する予定です。

2点目の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例で指定する、都市計画法第34条第11号で指定する区域については、ご質問のとおり、下水道法の処理区域、予定処理区域、農業集落排水施設により、汚水を有効に排水できる区域と、鉄道駅の中心から1キロメートル以内が対象となります。

この条例は、愛知県の条例を基に、犬山市の独自基準を盛り込み、策定しているもので、都市計画マスタープランで定めたまちづくりの方針を反映するため、駅中心から1キロメートル以内を市独自の基準として決めました。

なお、現在指定済み区域としましては、市独自基準である。駅中心から1キロメートル以内に基づき、富岡前駅の周辺を指定しております。

ご質問の下水道法の予定処理区域の変更に伴う条例の緩和措置につきましては、都市計画法の趣旨に沿って制定された県条例を、都市計画マスタープランで定めたまちづくりの方針を反映するため緩和したもので、駅中心から1キロメートル以内を加えて、最大限活用できるよう条例の制定を行いましたので、さらなる緩和は考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございますでしたが、少し私の聞いた質問と答弁がずれていた

ような、こういったふうに感じておりますので、通告はいたしておりませんが、再質問として、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

公共下水道の処理区域変更に伴い、都市計画法の緩和措置について、どう考えているのかを再度お聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただいたとおり、愛知県条例にのっとり、下水道区域等については条例にのっとりしております。また、プラスアルファとしまして、市独自で駅から1キロメートル以内というふうに緩和しており、これ以上の緩和は考えておりません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。ですけど、ちょっといまいまだ私はぴんと来ておりませんので、これについてはまた別のところでお聞きしたいと思います。

公共下水道というインフラが整備されていないということだから、恐らく下水道もなく、今の緩和措置も適用ないよということだと思ってありますが、先ほど申しあげましたようにせっかくの開いた可能性の扉が閉ざされてしまうことが、この先の犬山市にとってどうなのか、よく考える必要があると思っています。

先ほど鉄道駅から1キロメートル以内が一定の条件の下、建築が可能となったと申しあげましたが、一方で、このエリアは下水道が整備されていない状況にあることも申し添えておきます。

ここで、市長に再々質問をさせていただきます。

人口減少化時代にあつて、少しでもこれに歯止めをかけ、優しく元気なまちをつくっていくためにも、市街化調整区域の建築制限緩和については、積極的に取り組んでいくべき課題と思っております。幸いにして当市は都市計画法の事務処理市なので、独自で緩和措置を講ずることも可能です。

市街化調整区域の土地活用、とりわけ都市計画法に基づく開発行為等の許可基準緩和についての方向性をどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 小川清美議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、もう一度、犬山の下水道事業の先ほど話が出ています経営戦略を考える審議会での内容をもう一度整理をしたいと思います。

その審議会では、先ほども説明をさせていただきましたが、下水道区域を変更して、調整区域には新たな公共下水道の整備ではなく、先ほど来、小川清美議員が質問をされています

合併浄化槽の整備によって環境保全していくんだよ、生活環境の向上を図っていく区域としていきたいと思いますということとしながら、今後の下水道事業については、持続可能な事業運営に取り組むことが、その審議会のほうで示されることになりました。

ですから、この変更により、市街化調整区域の下水道整備をするとされていた区域については、市の条例の指定要件を、先ほど来おっしゃられているように満たさなくなります。その区域に小川議員の前原もちなみに含まれているのが現状であります。

先ほど来おっしゃっているように、ならば事務処理市として、駅中心1キロ以内のように、犬山独自の独自基準が策定できないかということになりますが、部長が答えているように同等の要素がないため、これ以上の緩和措置が考えられないのが現状であります。

じゃあ、市街化調整区域の集落の維持についてはどうなっていくのかということになります。これは原則論になりますけども、市街化調整区域でうちを建てたい等の際には、都市計画画法による基準の要件に従っていくことになります。

要件を満たせば、その立地は可能となります。例えば、昭和45年11月以前からの、いわゆる既存宅地や、分家住宅などが挙げられます。でも、これらを適切に運用していくこととなりますが、あくまでも限られたものになってしまいます。

このままでは集落の維持にはつながらないということになってくるんだと思います。ですから、都市計画マスタープランで位置づけられたエリアは、計画の中で人口維持を考えていくための対応が可能になるということになります。その考えから、先ほど来お話が出ているように、富岡前駅周辺は、条例による区域を指定し、立地の緩和を実施しているところであります。

そこで、ちなみに前原のエリアの都市計画マスタープランはどうなっているのかということを見てみると、住居環境の維持と、身近な生活を支える利便施設の立地促進、集落地での条例や地区計画などによる住宅立地の緩和の検討と位置づけられています。となれば、市街化調整区域内地区計画が考えられると思います。

じゃあ、この調地区、調地区と言われてますが、この調地区というのが何かということを変更して整理してみると、地域住民の皆さんと犬山市が一緒になって、道路などの地区の施設の配置を考えていかなければなりません。建物の制限の在り方も考えていきます。もっと言うと最低敷地面積はどうするんだという、ハードに関する地域づくりを検討していくものになります。この検討は、自分たちの地域をどうしたいのかなど、市街化調整区域の調地区の策定には地域内の意向を確認していく必要がありますし、地域の皆さんの主体性も求められることとなります。この手法ならば、調整区域の新しいまちづくりは可能だというふうに思っています。

そこで、これからの犬山づくりに関する考え方ではありますが、都市計画マスタープランに示してあるとおり、その実現に向けてコンパクトプラスネットワークづくりを進めながら、地域が望まれる市街化調整区域の土地活用について向き合い、寄り添っていきたいというふうに考えています。

ぜひ小川市議がリードしていただきながら、ご一緒に考えていただければ、私どもも共に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 市長、答弁ありがとうございました。

確かに、調地区、調整区域内地区計画であったり、あるいは愛知県開発審査会基準というのがある、先ほどおっしゃられた農家の位置づけであったり、今21号までであると思うんですが、そういったのを活用していくという手もあると思います。

ただ、私が申し上げたいのは、犬山市の条例があって、11号、12号で定めることが可能になっているということですね。そういうことですから、これを活用したらどうですかということですが、都市計画法はなかなか難しい部分がございます。

市長とは一層議論を重ねていきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩

再 開

午後2時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。5番 小川隆広議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さんこんにちは。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告に従いまして、5件の質問をさせていただきます。順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、件名1、ふるさとの自然を守るための周知、啓発について。

要旨1、特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除を分かりやすく促す必要があるのではないかとあります。

オオキンケイギクについては、平成29年12月に私どもの会派の岡村千里議員も質問された内容になります。この花についてはご存じの方も大変多いかと思いますが、花を付けるシーズンになると、あちらこちらで咲いている、黄色いコスモスに似た花で、個人的にはありますが決して嫌悪感を覚えるような花ではなく、むしろきれいだなと思うくらいで、今回、自然愛護団体の方々からお話を伺うまで、お恥ずかしながら、私自身、キバナコスモスと勘違いをしておりました。

このオオキンケイギクですが、高度経済成長期に盛土で、高速道路や幹線道路を立体的に建設するのに持ち込んで土手に植えたのが事の始まりのようですが、根っこが強く、繁殖力が非常に強いということで、日本全国で一斉に繁殖をしていったようです。そして、基本的

に人体には無害のようですが、日本古来の自然植物を駆逐していってしまうということで特定外来生物に指定をされています。

ホームページで調べてみますと、様々な形でPRがされており、今日、資料として提出させていただきましたのが、環境省九州地方環境事務所のホームページからPDFでダウンロードしたものになります。傍聴の方には白黒ではありますが、大変明るく特徴的な黄色い花が際立つ、分かりやすい啓発資料だと思っていただければ結構かと思います。

今回、件名1で駆除を分かりやすく促す必要があるのではないかと提起をさせていただいている理由としましては、3点ほどありまして、1つ目は、私個人の見落としかもしれません、ここ最近、犬山市としての周知がされていないのではないかとということです。

そして、2点目としては、そのような中で、家に持ち帰って植え替えている方もお見えになるということで、こちらは提出した資料の表面の左下にも書いてありますが、栽培や野外に放つことは、法律で原則禁止になっているということです。この辺りは周知がなかなかないと分からないのではないかとということです。

そして、3点目に、今回の自然愛護団体からの相談ですが、こういった特定外来生物をいよいよ新郷瀬川の半自然草地でも見るようになりました。半自然草地の説明だけさせていただきますと、野焼きや草刈り、放牧など、人為的な影響によって維持をされる草原ということで、今回は新郷瀬川の河川改良工事の際に、コンクリートなどで固めずに残していただいた川岸の草地だと思っていただければ結構です。こういった半自然草地も放っておくと、スズサイコや、資料の裏面にもあるようなカワラナデシコ、カワラサイコといった、日本古来の自然植物が同様に駆逐をされてしまう、そういった問題があります。

そこで、まずは改めて要旨にもありますように、分かりやすく市民の目に留まるように周知ができないものか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

オオキンケイギクは簡単に育てられ、きれいな花を咲かせることから、緑化用、観賞用として我が国に持ち込まれ、全国各地でのり面緑化等に使用されてきましたが、繁殖力が強く、道路沿いや河川敷、埋立地などに拡散し、在来植物の生育地を奪うようになり、問題となっています。

従来 of 植物の中には、限られた場所でしか育成しない種類もあり、その場所にオオキンケイギクが侵入すると、在来 of 植物の育成に深刻な悪影響を与えてしまうおそれがあることから、特定外来生物に指定されており、栽培、生きたままの運搬、輸入等が原則として禁止されています。

そうしたことから、駆除活動は重要であり、以前より市ホームページなどにより周知、啓発を行っています。また、令和5年度より町内の美化活動に伴うクリーンタウン事業においては、環境省作成のオオキンケイギク駆除に関するチラシを配布しています。

オオキンケイギクの拡散を抑制し、駆除活動をより効果的にするためにも、駆除の方法な

ど、市民に分かりやすく丁寧に伝えることが大切であると考えております。令和3年度までは市広報でも駆除、啓発等の広報掲載を行ってまいりました。今年度より市広報への掲載を再開するなど、周知啓発に努めていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。既に様々な形で周知をいただいているということですが、今後、市の広報で取り扱っていただけるということでしたので、黄色い花が目立って、市民の目に留まるように、周知のほうをしていただきたいと思います。

この話の流れで、要旨2点目の半自然草地を維持していく活動への支援が拡充できないかであります。

この新郷瀬川の半自然草地については、日本古来の自然、とりわけ希少種の保全をしていくために、河川改良工事の際に設けていただきました。そして、様々な自然愛護団体や企業さんの協力もあって、除草、植栽がされており、市長もよく参加していただいております。草刈りを懸命にされているお姿をお見かけしたこともあります。

この新郷瀬川における半自然草地保全の取組については、昨年12月の国土交通省主催の全国多自然川づくり会議においても、新郷瀬川における多自然川づくりの変遷が、愛知県の事例として発表されたということで、全国的にも大変優秀な取組事例であると高く評価をいただいております。

ただ、この発表内容の中で、半自然草地の維持管理に係る課題も挙げられており、年2回の草刈りで希少種の残る半自然草地を維持したいが、年2回の草刈りしか希少種が残ることができないということで、今年はその中でも愛知県のほうでは1回しか河川除草ができず、半自然草地の維持が困難であると記載がありました。

この新郷瀬川における多自然川づくりの変遷は、愛知県建設局一宮建設事務所河川整備課の発表ですので、愛知県として年1回の除草作業しかできていないという表現だと思いますが、先ほど申し上げたように、オオキンケイギクのような大変繁殖力のある特定外来生物が混じり込んでしまっているということで、維持管理には小まめな除草が要求され、1回では不足で、足らないところを各種団体が中心となって維持管理をして、希少種の保護をしているというふうに認識をしております。

ところが、こういった団体も、会員の高齢化でお困りになっているとのことで、何かしらの支援を期待しているところです。

半自然草地の除草会に参加した際は、市長をはじめ、環境課長や職員の方にもお会いしましたので、既に行政としても動いていただいております。何かしらの支援をいただいているというふうに認識をしていますが、各種団体の事情を鑑みて、支援の拡充はできないものか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

国土交通省主催の全国多自然川づくり会議において、新郷瀬川の多自然川づくりの変遷が、

愛知県の事例として発表され、優秀な事例として評価されたことは、犬山市としてもとても喜ばしいことであると思っています。また、愛知県とともに取組に関わられた関係団体、関係者の皆様には感謝をしております。

この取組の中で、半自然草地を愛護する団体が、希少種を守るため除草や観察会を今日まで長く続けられていることは承知しております。犬山市といたしましても、希少種を守り、生物多様性を保全し、次世代に継承していくことは大切なことと考えております。

現在は、団体の除草活動にごみ袋の支給や除草した草を回収する形で支援を行っています。今後も現場からの声に耳を傾け、愛知県と連携しながら、持続可能な半自然草地の維持について考えてまいりたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今の答弁のキーワードにありました現場の声に耳を傾けながらということは大変重要なキーワードだと思っています。ぜひとも関係団体や関係する企業、それと、愛知県とも連携を取りながら、引き続き支援をしていただきたいと思います。そして積極的な周知も大切だと思っています。

今日ご紹介をさせていただいた多自然川づくり会議における新郷瀬川における多自然川づくりの変遷といった発表も、本来は本市でも取り扱っていただくなど、広く周知していただけたらよかったなというふうには思っております。既に昨年12月のことですので、この件の広報は難しいと思いますので、今後はこういった周知ができる機会を捉えてやっていただきたいと思います。

知らないから接することができない人、そういった方もいるかと思います。幅広い周知が関係団体の世代継承の一助になるということもありますので、その点を指摘させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

件名2、本市の消防力の維持についてであります。

人生何でも体験だなというのは非常に大事だと思っています。27年間、私、名古屋で勤めていましたので、この年になって、犬山の様々な活動に参加をさせていただいて、初めて知ることも大変多くなってきました。

その一つが消防ですが、昨年度より消防団に入団をして、訓練や実際の出動を通じて知ることも多く、前回の令和6年2月定例議会の一般質問では、火災罹災者対策についてお伺いをいたしました。

今回は本市の消防力の維持ということで、住むまち犬山に必要なものとして質問をさせていただきます。

まずは要旨1、消防用ホースなど消耗品の更新と維持は不足することなく行われているかです。

この消防用ホースにつきましては、令和5年9月定例議会の一般質問で、清風会の久世高裕議員が取り扱っております。その際は、火災現場で消防用ホースから物すごい水の漏れ方をしていて、それでホースが暴れ、それを前市長の山田拓郎さんが羽交い締めにして押さえたということで、議事録から察するに、水圧で漏水箇所が破裂したのかなというところですが、点検がされているのか、予算措置は適切に行われているのかといった質問でした。

この令和5年9月定例議会では、9月20日の総務委員会で、消防用ホースについて質疑をさせていただきました。需用費、消耗品費の書類審査から消防用ホースの購入本数、保証期間などの質疑でした。

久世高裕議員が一般質問で出してくれたパスが、予算措置は適切に行われているのかということに対し、総務委員会で質疑した際は、消防用ホースの購入本数、保証期間で、もう一歩踏み込んで質疑できていなかったのもので、改めてお伺いしたいと思います。

消防用ホースは、消防署、消防団とも適切に更新ができているのか。また本数については、満足な必要数を維持できているのか。また、私どもの気づかない消耗品もあるかと思いますが、そういったものも含めて活動に支障がないよう準備できているのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

昨年度、消防署と消防団の消防用ホースの耐圧検査を実施し、使用可能ホース数を調査したところ、消防署のホースに不足はありませんでしたが、消防団のホースについては、検査での不合格本数を含めて約100本が不足することとなりました。

消防団のホースは各分団45本を目安として配備しています。車両積載本数は分団ごとに異なりますが、おおむね20本前後を積載しております。今年度は消防団のホースを36本購入し、さらに来年度と再来年度にかけて、3年で必要本数を整備いたします。

規模の大きな火災が立て続き、万が一にも不足が生ずる場合は、消防署、消防団の余剰分を組み合わせることで不足を補いますので、活動には支障はないと考えております。

また、安全を確保するための装備品ですが、消防署員は様々な被服や物品を順次更新していますが、防火衣については、擦り切れた部分を業者に依頼し、補修を加えながら使用しており、更新が十分に行き届いていないのが現状ですが、活動に危険を及ぼすような状況にはありません。

その中でも消防団員につきましても、各分団から防寒衣の更新要望が届いております。不足するホースや安全装備品につきまして、最低限の必要数は確保できているため、現在のところ消防活動に支障はありませんが、計画的に予算計上し、購入を進めて、消防体制の充実を図っていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。ただいまの答弁で、消防署のホースに不足はないということは理解しました。また、消防団のホースは、各分団45本を目安で配備する計画ということも理解をいたしました。

また、大変レアなケースですが、規模の大きな火災が立て続いた場合は、常備、非常備、余剰分を組み合わせることで不足を補う対応していただくということで、支障がないということです。取りあえずの支障がないということは理解をいたしました。

再質問をさせていただきます。

答弁の中で、消防団のホースについて、検査での不合格本数を含めて、約100本が不足をするというふうになったとあり、今年度は36本購入して、さらに来年度、再来年度にかけて3年で必要本数を整備するとありますが、再確認ですが、それで、消防団6分団でおののが45本を現状配備できているという認識でよいのか、お伺いしたいと思います。

また、常備、非常備ということだったので、消防署と消防団合わせてというふうになるうかと思いますが、余剰分がどれくらいあるのかをお示しいただきたいと思います。再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

繰り返しになりますが、今年度、消防団用ホースを36本購入することで、各分団車両積載本数20本と、予備ホース15本の確保ができますが、保有計画からしますと、まだ10本不足しているということでございます。この不足分を、繰り返しになりますが、令和7年度、令和8年度で補充することで、全分団、最終的には45本配備する、そういう計画になっています。

消防署では、消防団と同じ口径のホースについては、各車両合わせて135本を積載しており、その同数を予備ホースで保有しております。火災が続いた場合でも、消防署、消防団の予備ホース合計225本、これで災害使用で不足した車両に配分をさせていただきまして、次の災害に備えたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。消防用ホースについて、とりわけ消防団用のホースについては、現状は10本の不足はあるものの、令和8年度までに45本にしていくということと、災害が続いた場合の対応は考えられているということで理解をいたしました。

私の在籍する分団では、昨年12月の火災では使った消防用ホースを干している間、急場しのぎで競技用のホースを取りあえず搭載して、数日をしのぎました。また、最近では、5月20日の堂ヶ洞の火災ですが、1栓だけで済んだんですが、10本以上のホースを使用いたしました。やはり必要本数の充足は必要だと考えますので、取りあえずは支障がないよう対応していただけるということで、可能な限り早く充足すべきと考えます。

また、消防署員に防火服、活動服が十分には行き届いていないため、補修を加えながら使用しているといった答弁がありましたし、消防団についても、各分団から防火衣の更新要望が届いているということですので、可能な限り早めの対応が必要だと考えます。

命がけの現場で必要な消耗品でありますので、本市として意識を持っていただくことを指摘させていただいて、次の要旨に移りたいと思います。

要旨2、消防、消防団の活動を広く周知できるイベントの拡充をしていくことはできないかであります。

今年は犬山市制70周年ということで、様々なイベントが催され、今年の消防の観閲式もそれに合わせる形で、5月19日に羽黒するすみふれあい広場で実施をされました。当日は心配

な天気でしたが、何とか持ってくれたと記憶しております。そういったことで、今年は観閲式に合わせて消防広場も実施ができ、当日はお子様や親子向けに消防ポンプ車や救急車の乗車体験、放水銃での放水体験ができ、広場の中とはいえ、サイレンを鳴らした消防ポンプ車に試乗ができた、実際の現場で使用する状態で放水体験ができたということで、大変なご満足をいただけたと感じています。当日対応された消防署員や消防団員のなど関係者の方々には、改めてお礼を申し上げるところです。

さて、昨今では、専門的な仕事での労働力不足や、地域の担い手の世代継承が大変大きな課題であると考えております。そういった専門性の高い仕事やその関係の地域の担い手を確保していくためには、まずは知ってもらう、触れてもらうというのはすごく重要なことだと思っております。私も元の職場では、車庫のイベントの際に地下鉄のちびっこ運転体験といったものがあって、実際に運転席に座って動かしてもらったこともあり、将来地下鉄の運転手になりたいといったお礼の手紙をいただいたという経験もあります。子どもの頃の思い出や憧れというのは大変重要だと思います。既に消防出初め式や観閲式など、事あるごとに天候に恵まれた際は、消防広場を実施してきていますが、このようなイベントを効果的に拡充をしていけないのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

今回の犬山市制70周年記念事業に合わせた消防観閲式のほか、前回の消防出初め式や名古屋経済大学の学園祭に合わせて市民参加型の催しを開催したところ、大変多くの方々に参加していただき、好評をいただいております。

ほかにも子ども未来園や幼稚園児への防火指導、児童センターで実施する救急講習の際に、消防車、救急車の試乗や体験を実施したり、モンキーパーク主催の「働く車大集合」、これに参加するなど、啓発活動を行っております。

消防車の試乗や放水体験といったイベントを通じて、参加していただいた方々に、消防の活動を知っていただくとともに、消防の魅力を伝えることで、消防職団員の確保につなげていきたいと、このように考えております。

今後、消防出初め式や消防団観閲式などの場を利用して、市民の皆様が消防を身近に感じ、笑顔になれる、そのようなイベントの開催を創意工夫し、消防団員の意見を取り入れながら検討していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。これまでも様々な取組を行っており、これからも消防団の意見を取り入れながら検討をしていただければということで、期待したいと思います。

それでは、要旨の3点目、消防の基準財政需要額は人口を測定単位とするが、人口減少における影響はどうかであります。

今回、消防の関係は要旨を3点、準備しましたが、件名のとおり、消防力の維持というこ

とを意識していくことが大変重要であると考えております。

要旨1と2で、消防職員や団員の労働環境、今後の人材の確保の観点から質問をさせていただきましたので、この要旨3では、予算の維持確保といったことから質問をさせていただきます。

人口減少社会に入り、本市でも人口減少による影響が様々なところに出てくるのかなというふうに思っております。高齢化、団塊世代のリタイアということもありますので、労働力の減少とともに、市税収入も減っていくことが予想されます。また、要旨のとおり、消防に関わる普通交付税の財政需要額は、人口を算定の単位としておりますので、普通交付税については基準財政需要額と基準財政収入額のこれを差し引いて計算されることと、他の教育費や厚生費など合わせて交付されて、一くくりという形で歳入になっていることがありますので、直接の影響としては計りにくいということがあるかもしれませんが、理論上になりますが、消防に係る費用を確保していくことを考えると、決して見通しは明るくないのかなというふうに思っております。

反面、高齢者が増加していくと、救急出動の増加も考えられますし、こちらも昨年9月20日の総務委員会質疑で、全国的に建物内の事故が増加してきているということで、本市でも令和元年、令和2年と比べて、令和3年、令和4年は倍近い数字だったという答弁をいただいております。

今後、ますます救急車にレスキュー車が随行する形が増えてくるのかなと考えると、市税収入や交付税額の算定の単位とは裏腹に、実際の消防需要は増加をしていくということが予想をされます。さきの消耗品の話ではないですが、必要な消防力は確保をしなければならいわけで、今後の影響についてどのように予想しているのか、どのように対応していくのか、現段階のお考えがあればお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

普通交付税の算定項目のうち、消防費の基準財政需要額については、国によって定められた単位費用に補正係数と、国勢調査での人口を乗じて算出されます。このように消防費では、人口を基に計算していますので、補正係数での調整はありますが、人口が減少すると、その分、算入される費用が下がることになります。

ただし、これはあくまでも基準財政需要額に算入する項目の一つであり、普通交付税全体の交付額について影響があるかといえば、確かに算入額は減りますが、そのほかの測定単位の違う費目の状況や、基準財政収入額の状況など、様々な要因が関連してきますので、どのように影響があるかについては一概に言えないのが現状です。

しかしながら、議員がご心配されるとおり、実際に必要な消防に係る費用と、基準財政需要額に算入される消防費との乖離については、今後ますます大きくなっていくのではと危惧しているところです。

いずれにしても、人口が減ったから、算入額が減ったからといって、機械的に消防予

算を減額していくというわけではなく、全体的な財政バランスを見つつ、その中で必要なものについては必要に応じ予算計上していくという考え方で今後も進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。機械的に減額するのではなく、必要なものについて必要に応じて予算計上していくという考え方をお伺いしましたので、期待したいと思います。

今後の予算計上の話をしましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

犬山市においては消防本部の建て替えについても検討がされており、令和4年9月の定例議会では、中村貴文議員、現県会議員ですが、取り上げられた、建て替え資金の積立てが行われております。しかし、先にお話ししましたように、税収も、交付税の措置も見通しは決して明るくないというふうに感じております。

建築資材などの物価や人件費も高騰してきています。正直、きちんと消防力を維持しつつ、消防本部の建て替えをしていくためには、国や県から何かしらの補助をしていただきたいたいというのが本音ですが、私が手元に取り寄せた資料では、なかなか都合のよい交付金といったものや補助金といったものは見当たりませんでした。仮に本市の消防本部を建て替える際に、普通交付税の措置以外で、何かしらの補助金や交付金がないのか教えていただきたいと思います。

合わせて積立てをしても、物価や人件費が上がっていくといった状況も考えられますが、影響についてはどのように考えておみえなのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

消防本部庁舎の建て替えのような大きな予算が必要な事業については、計画的に財源を確保する必要があり、昨年度から基金を創設し、積立てを行っているところです。財政負担を考えますと、補助金や交付金などを活用したいところではございますが、現時点では消防庁舎に対する国や県からの補助金や交付金はなく、現在積立てをしている基金や、地方債に頼らざるを得ないのが現状です。

今後の人件費の高騰や物価上昇の先行きは不透明であり、その影響額を予測するのは難しいものがあります。まずは、令和13年度に予定している実施設計において事業費等が見えてくると思いますので、そこで基金の目標額や毎年の積立額を見直すなどし、財源の確保をしていきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。やはりそんな都合のよい補助金や交付金はないということでした。教えていただいてありがとうございました。建て替えの際には、昨年度から始めた基金と地方債に頼らなければならないということで理解をいたしました。

私も勉強不足だったなと思っているのは、令和13年度に実施設計の予定ということなので、

その辺りのスケジュール感がちょっとずれていたということで理解をいたしました。しかし、時間はあっという間に過ぎていきますので、今後の物価や人件費の見通しは難しい部分もありますが、研究をしていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名 3、わん丸君バス車両のイベント利用についてです。

この質問をしますのは、二つ理由がありまして、一つは私が城東コミュニティなどの大きな行事に参加をする際に、参加者から、例えば、離れている駐車場から学校の体育館まで送迎にわん丸君バスが活用できないか、PRも含めてやれないかと、個別に要望を二度ほどいただいております。そのときは国の補助制度を活用して購入しているバスだし、目的外使用はどうなんだろうと自問自答していましたが、確かにイベントでシャトルバスが必要だと思う機会が何回かありました。とりわけ土曜、日曜日に南部公民館だとか、エナジーサポートアリーナでの開催だと、足の確保が問題になるので、市のシンボリック存在としてシャトルバスの運用をするというのも一考する価値があるのかなと思いました。

二つ目は、今年の3月13日に開催をしました、犬山総合高校の高校生フリースピーチで、生徒さんから様々なわん丸君の知名度を上げるアイデアの提案がされました。この生徒さんは、わん丸君と会える機会が少ないことから、知名度を上げるための提案をしてくれました。その中で、わん丸君バスでバスツアーということを提案していただきました。

今回の質問は、この生徒さんの趣旨からはちょっと外れてしまうわけですが、目的外使用ができるかどうか、それが一つの焦点かなと思っております。まずは、市内における土曜、日曜の様々なイベントで、送迎バス、ここではシャトルバスということで考えていただきたいのですが、活用しつつ、わん丸君のPRに寄与できないものか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在、わん丸君バスは33人乗りの車両5台と13人乗りの車両3台の計8台で、月曜日から金曜日まで運行しています。わん丸君バスを地域のイベント時などの送迎バスとして利用する場合は、コミュニティバスとしての本来の運行に支障がないことが前提となります。

そこで、地域のイベントにおいて、わん丸君バスを利用するには二つの方法が考えられます。

一つ目は、バスを管理運行している運行事業者と、イベント主催者が、運転者を含む運行契約を締結する方法です。当然、費用はイベント主催者が負担することになります。この場合、運転者の労働時間が制限される2024年問題のため、昨年わん丸君バスを減便したところであり、運転者の労働時間を確保できるかがポイントとなります。

二つ目は、バス車両のみを貸し出し、大型免許を持つ運転者を、それとは別に確保する方法です。この場合は、わん丸君バスの運転に慣れていない人による事故のリスクが懸念されます。こちらも費用はイベント主催者が負担することになります。

なお、どちらの方法も、中部運輸局への手続と、犬山市地域公共交通会議への報告が必要

となります。

結論としましては、わん丸君バスをPRすることも大切ですが、住民の移動手段であるコミュニティバスとしての本来の目的が第一であります。そのため、地域のイベント時などにおける送迎バスとしての貸出しは考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今言われたように、運転者の問題もありますし、そもそも大型自動車免許を所持しているからといって、安易に乗務するのは危ないとは思っております。私自身、大型二種自動車免許を所持していますが、すぐに乗りこなせるかと言われれば、わん丸君バスの33人乗りは大変ホイールベースが長い、何よりエアブレーキですので、相当な訓練が必要だと思っております。

また、今部長がおっしゃられたように、本末転倒ではないのは、当局の見解のとおりだと思いますので、理解をいたしました。

ちょっと私も聞き方が悪かったのですが、本質としては犬山総合高校の生徒さんの提案もあったので、目的外使用の可能性についてということで伺いたかったのですが、今の市民部長の丁寧な答弁から、あと中部運輸局への手続云々といった文言がありましたので、目的外使用についてはルールとしては全く駄目ではないのかなということで理解をしたいと思います。

再質問させてください。

やはりわん丸君バスは、そのデザインが優秀というか、市のキャラクターでもあるわん丸君が大変目立ち、PRになると考えます。重要な資産だと思うのですが、私の認識が間違いないければ、この車両というのは、コミュニティバスとして購入する際、補助金を運行事業者が申請をするので、減価償却が終わると交通事業者の所有物になるというふうに認識をしております。

昨今は地域公共交通を取り巻く環境がさま変わりをしてまいりました。これは仮の話ですが、今の交通事業者との契約が解除になった場合、バスはどこへ行ってしまうのか。私の認識だと、減価償却の終わったバスは交通事業者の所有物になるという認識ですが、その点、単刀直入で結構です、この際、確認をさせていただきたいと思います。再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

33人乗りの車両5台のうち2台については、市の所有です。そのため、残りの車両については全て運行事業者の所有となります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。補助制度もいろいろあるのかなと、私にも認識がなかったのですが、市の所有になるバスもあるということで理解をいたしました。もっとも、じゃあ市に帰ってきて、どこに置いて、どのように管理するのかという話に

はなりますが、昨今、バス車両もなかなか買い替えができない貴重なものですので、大切にしながら活用できたらと思います。教えていただいております。

次の質問に移ります。件名４、地域公共交通による総量を増やすための乗車券の在り方についてであります。

まずは、要旨１、中学生のバス通学にかかる運賃の取扱いについて、対策ができないかということであります。

私、週に１から２回、今井小学校の通学班に同行するようにしております。当初は前任者の水野正光元議員が今井地区のことを大切にしていたので、引き続き自分自身で何かできることはないかということで始めましたが、通学路の危険箇所、こういったものを点検しているうちに活動が定着をした感じです。

そして、週に１回程度は、今井駐在所から観音堂までわん丸君バス、朝便今井線を利用して、岩穴の通学班を迎えに行くのですが、いよいよ中学生が利用してくれるようになったということで、大変にぎやかで、私自身も大変うれしく思っております。

しかし、よく観察をしていると、利用するスタイルがおおよそ二つあり、一つは、３人以上子どもがいる世帯の中学生ということで、多子多胎世帯の無料パスを利用いただいております。

そして、もう一つは、通常大人用のパス券を利用しているということで、こちらが私も持っておりますが、６か月で１万３,０００円になります。夏休みや冬休みがありますので、３か月のパスがメジャーですが、それでも同じ中学生でも通学で随分差が出ると思っております。多子多胎世帯の政策そのものは大変重要ですので、否定するものではありません。やはり中学校へ義務教育で通うことを考えると、割高だなと思っております。

現状、帰宅のバスは、学校の終わる時間が季節によって異なりますので、あまり利用されないことも伺っております。

我が党としては、義務教育はこれを全て無償というのが本筋ですが、犬山市の公共交通施策が絶妙なバランスの上で成り立っているということも理解をしています。だとしても、いささか中学校へ通うのに、通常大人用のパス券だと割高ではないかと感じておりますので、何かしら負担が軽減される対策を合わせて、運転者の負担にならない方法でやってはいただけないかと思っておりますので、伺いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスの中学生利用については、運賃は１日２００円、パス券は６か月が１万３,０００円、３か月券が７,０００円となります。

令和５年１２月の再編において、栗栖、今井地区の中学生が登校時にバス通学できるように、朝１便のみ運行する路線を２路線新設しました。再編以降、令和５年１２月から令和６年４月までの５か月間において、朝便栗栖線の総利用者数は、１日平均２.９人、朝便今井線の総利用者数は１日平均１.９人です。

公共交通の利用料として、一定の受益者負担を求めていきたいと考えていますが、中学生の運賃見直しについては、今後の利用状況を見ながら、次回の令和8年の再編に向けて、地域公共交通会議等で検討をしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今後、検討はしていただけるということですので、期待をしたいと思います。令和8年の再編時ということでしたが、中学校は3年間ですので、できれば早くやっていただきたいということをお伝えをして、次の要旨に移ります。

要旨2、65歳以上の高齢者を対象に、敬老パスが実現できないかであります。

今年4月23日から1泊で富山県の朝日町へ視察に行っておりました。私も参加をさせていただいている交通を権利とする交通権学会の可児紀夫氏に調整をいただき成立をした視察でしたが、いわゆる自治体ライドシェアを実施している町であります。

どういう内容だったかという話をしますと、本質から外れてしまいますので、大事な部分だけお伝えをすると、町の担当者もお世話になった地元のタクシー会社の社長も、口をそろえて町の移動総量を増やすんだと言っていました。要は、閉じ籠っていられては、そもそもお運びをするお客様が来ない、町の経済が回らないということで、周囲の反応は様々あったようですが、地元タクシー会社の社長も、社運をかけて町の自治体ライドシェアに同意してスタートしたとのことでした。

私がここで共感をしたのは、移動総量を増やすんだということで、本市でもやはり移動手段の関係で外出する回数に制約がかかっている、そういった方が少なくないのではないかと考えております。

今の医療費の関係や、先ほどの常備消防のことを考えても、歩ける元気な高齢者を少しでも増やしたいという気持ちであります。

物価高騰の折、移動に係る費用を軽減して外出してもらうことは、非常に重要だと思っております。バスでの移動なら当然歩きがつきものになります。昨年6月定例議会でも質問させていただきました。改めて高齢者福祉のためだけではなく、規模は小さいかもしれませんが、クロスセクター効果が期待できる取組としてやることができないか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスではパス券を販売していますが、85歳以上と小学生は半額で販売しています。直近3年間の購入した延べ人数と金額は、令和3年度34人、31万2,000円、令和4年度47人、42万9,000円、令和5年度61人、55万7,500円、延べ142人の購入があり、そのうち約半数の75人が85歳以上の高齢者です。

このことから、マイカーなどの自分で移動する手段を持たない高齢者の利用ニーズはありますが、バスの運行経費に係る受益者負担の観点から、引き続きバス利用者に一定の負担

をお願いしたいと考えています。したがって、現在半額で販売している85歳以上のパス券の年齢を引き下げることが、令和8年の再編に向けて、タクシーや路線バス等、ほかの公共交通の利用への影響を考慮しつつ、地域公共交通会議等で検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。こちらについても令和8年の再編に向けてということですので、この令和8年の再編で総合的に交通の施策を整理していくのかなということで理解をいたしました。

では、最後の質問に移ります。運転者不足での地域公共交通の在り方をどう考えるかあります。

要旨は1点のみであります。地域公共交通計画を策定した理念を伺いたいです。

令和6年2月に、本市の地域公共交通計画が策定をされました。最近は公務が重なり、なかなか傍聴ができていませんが、地域公共交通会議で協議に協議を重ねられたと記憶しております。出来上がった地域公共交通計画の中身も、慎重な判断がされた大変よいものだと思っております。

しかしながら、せっかく令和6年2月に策定したにもかかわらず、日本全国的に地域公共交通を取り巻く環境が大きくさま変わりをしてまいりました。具体的な話をしますと、今議会の議案第54号に抵触する部分が出てくるため、割愛しますが、計画には盛り込まなかったけど、計画の根本的な考えに沿って選択をして決定していかなければならない、想定外のことも出てまいります。

そこで、本日のところは、地域公共交通計画を策定したときの根本的な考え方、方針といった理念をどう持っておられたのかということ、部長にもですが、市長のほうにも答弁を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

犬山市地域公共交通計画は、令和4年度から2年間、地域公共交通会議にて協議を重ね、令和6年2月に策定しました。公共交通が支える安心で快適な暮らし、みんながつながるまちを目指す姿とし、現状の課題を整理した上で、5つの基本方針を定め、その基本方針を達成するための目標指標、実施事業、実施主体を定めています。

各公共交通の役割分担としては、鉄道を広域幹線とし、岐阜バス、名鉄バスの民間バス路線を観光交流路線とし、わん丸君バスを生活交流路線として位置づけています。それらの公共交通でカバーできない部分をタクシーの個別輸送で担うとしています。

また、総合的な交通施策に対する市の考えとしては、デマンド交通の即時導入は見送り、わん丸君バスにて交通弱者のための移動手段を確保するとともに、タクシーチケットの段階的な拡充によって、わん丸君バスでカバーできない部分を担ってもらう方針を示しました。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 小川議員の質問にお答えをいたします。

公共交通の理念、考えであります。一言で言うなら公共交通は、人、地域、そして生活を結ぶものであり、私たち犬山にとって、市民皆さんにとって、なくてはならないものです。学校に行きます。会社に行きます。病院に行く。遊びに行きます。買物に行きます。つまり私たちの生活にはお出かけがつきものです。中には車を運転できない方もたくさんお見えになります。だから、お出かけという行動を支える公共交通のネットワークが必要不可欠だと考えています。

そこで、武内部長も答弁申し上げましたが、改めて犬山の公共交通を見てみますと、ご承知のとおり、市内に7つの駅がある。名鉄と明治村やリトルワールドなど、観光施設を目的とする岐阜バスや名鉄バスがあります。また、市内をきめ細かく巡回するコミュニティバスのわん丸君バス、そしてタクシーが私たちのお出かけをサポートしてくれています。

その中で、犬山の公共交通の軸は何かと言われれば、名鉄とコミュニティバスのわん丸君バスです。また、名鉄とわん丸君バスで対応できないところをタクシーに助けてもらう、補ってもらうことで、公共交通サービスを面的に整備していく考えであります。でも、向き合わなければならない課題があります。小川議員がおっしゃられたとおりです。これほど公共交通というのは大事な役割を担っているにもかかわらず、利用者は減っています。運転士も足らなくなれば、公共交通の持続ができなくなる。だから、持続可能な公共交通のために犬山市交通事業者だけではなく、企業や市民皆さんにも支えて利用していただくことを考えていかなければならないと思っています。

じゃあ、持続可能な公共交通のためにどうするのかということになります。これは犬山独自でデザインする地域交通を考えていかなければならないと思っています。移送資源を大いに生かしていきたいと思っています。効率よく利便性の高い地域交通を整備していかなければならないと思っています。そのために、わん丸君バスで中学校に通える便を新設をいたしました。タクシー助成事業を段階に拡充していくこととさせてもらっています。

また、先ほども触れていただきました。今議会に提出させていただいているライドシェアの導入を考えています。これらの新たな事業展開をしつつ、お出かけは乗って楽しい、降りても楽しくないといけないとも思っています。だから、公共交通の改善だけでなく、行きたい場所、降りたい場所に乗り入れできることも大切ですし、お出かけ環境がよくなることで、地域が楽しくなっていくんだとも思っています。もっと言うのであれば、公共交通は持続可能な地域づくりのための重要な資源でもあると思っています。その中で、公共交通問題を解決できる方程式はありませんが、申し上げてきた理念を形にするために、犬山の特性と地域事情に見合った地域交通の在り方に取り組んでいきたいと思っております。

終わります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。あと市長もありがとうございました。大変失礼な質問だったかなと思いますが、きちんと軸はこれなんだということをしっかし示していただいた上で、今の問題に向き合っていくという姿勢を伺うことができました。私も

一助になればと思っております。それを申し上げて、5番、小川隆広の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後3時10分まで休憩いたします。

午後3時00分 休憩

再 開

午後3時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創大会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

件名1、行政運営における人材確保について。

要旨1、人材確保における課題についてです。

私が言うまでもなく、行政サービスの経営資源の一つは人であります。職員一人一人が他の経営資源、物、金、情報などを有効に活用して、日々の行政を進めていることはご承知のとおりです。

一方で、少子・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少を受けて、地方公務員の内定が少なくなると予想がされています。複雑・多様化する行政サービスをどのように維持していくかが、今後の自治体の課題となっています。

近年、日本経済の回復とともに、民間企業などとの人材獲得競争が熾烈となっており、そうした意味からも人材の確保は厳しい状況にあります。特に土木、建築、保健、保育分野の専門職の確保が難しくなっている状況であると聞いております。

そこで質問をいたします。持続可能な自治体の実現のためには、行政運営における人材確保が重要であると考えますが、採用における課題について、どのように捉えているかお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

犬山市の年代別の職員構成は、20代が165名で、職員全体の28.1%、30代が163名で27.7%、40代が150名で25.5%、50代が110名で18.7%となっており、今後10年間に於いて、65歳までの定年延長も考慮すれば、新陳代謝が相対的に鈍化することが考えられます。

その一方、少子化社会における人手不足により、大学生や短大生など就職活動を行う、いわゆる新卒枠については、売手市場となっています。一部の民間企業においては、コロナ禍からの脱却、円安に伴う物価高なども考慮して、初任給を大幅に上げるなど、給与条件を見

直して人材確保につなげている事例もあります。それらの影響もあり、当市においても、議員おっしゃられましたように、特に建築職や土木職など、技術、知識を持った職員の確保が難しくなっており、採用試験を実施しても、募集人員に受験者数が達しないこともあります。加えて、保育職、保健職など資格を持った専門職についても、現状では募集人員を満たすものの、新たに大学や短大などで資格を取得する人材自体が減少傾向にある状況のため、今後の人員確保は難しくなると想定しています。

今後も安定した行政運営を行うため、人材を確保するには、より多くの受験者の中から優秀な人材を採用する必要があるとの認識から、生産年齢人口が急速に減少する中で、まずは犬山市職員募集の受験者数をいかに増やすかが課題であると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

やはり犬山市の職員を志す受験者をいかに増やすか、そして建築職や土木職、保育職や保健職などの専門職員の確保するかが課題であるということですが、私も同じ認識であります。

それでは、次の質問に移ります。要旨2、職員採用の状況についてです。

答弁では、建築職や土木職が募集人数に対して、受験者が集まらないこともあるとのことでした。そこで、過去5年間の当市における職員採用の実績はどうなっているのか。そして、その採用試験の内容はどのようになっているのか。さらに、採用試験に当たって工夫した点はあるのかについて、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

職種別に、過去5年間の平均値でお答えさせていただきます。

一般事務職については、受験者数が98名、採用者数が10名で、採用率は10倍程度です。

消防職については、受験者数が30名、採用者数が5名で、採用率は6倍程度です。

建築職、土木職については、それぞれ受験者数が3名、採用者数が1名で、採用率は3倍程度ですが、途中で辞退などにより採用に至らない年度もありました。

保育職については、受験者数が31名、採用者数が10名で、採用率は3倍程度です。

保健職については、受験者数3名、採用者数2名で、採用率は1.5倍程度となっています。

以上のことから、一般事務職に比べ、専門職の受験者数が少ない状況となっています。

これまでの試験方法として、全ての職種において、1次試験では筆記試験を、保育職を除く職種において面接を、消防職ではこれに加え体力測定を、保育職では面接ではなく実技試験を実施し、2次試験では全ての職種において、個人面接を行ってきました。

その中で、一部の専門職の採用においては、資格を持っていることを条件に、筆記試験の免除、あるいは筆記試験のうち、教養試験を免除するなど、少しでも受験してもらえるよう取り組んでいます。

また、建築職、土木職においては、新卒卒に捉われず、転職サイトを利用するなど周知方法を拡大し、試験日を週休日に実施するなど、受験しやすい環境を整えることで、ここ2年

間での採用につなげることができたと評価しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。犬山市の職員採用試験の一般職や消防職には一定の応募があり、少し安心しましたが、建築職や土木職、保健職では受験者数が少なくなっていて、今後の人材確保が心配になります。

また、採用試験に当たっては、一定の条件を満たせば教養試験を免除するなど、様々な工夫をされていることも分かりました。

それでは、次の質問に移ります。要旨3、今後の職員採用についてです。

今年度の職員採用募集の要項によりますと、今年度は採用試験に当たっての大きく4点の変更点、SPI3の導入、専門職試験前倒し、専門職一般試験なし、事務職社会人枠追加となっていますが、そのポイントは何かお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

採用試験における受験者数を増やすため、これまでの取組に加えて今年度から新たな取組を始めました。

まず、公務員試験の大きなハードルと言われている教養試験について、多くの民間企業で利用されているSPI試験を導入することで、公務員試験に対するハードルを下げ、専門職については、教養試験を実施せず、専門試験のみとすることで受験しやすい環境を整えました。

合わせて専門職試験のスケジュールを前倒しで実施することで、優秀な人材に受験してもらえる機会を提供しています。

また、建築職、土木職での実績を踏まえ、新卒枠に捉われず、民間企業での経験を市行政に生かしていただけるように、中途採用の社会人枠を追加します。

加えて、売手市場と言われる現状を踏まえ、就職先として犬山市を選択してもらえるよう、また、犬山市で働くイメージを持ってもらえるように、市長からのメッセージ動画や、若い職員の意見を掲載したパンフレットやホームページを作成し、企業展や大学へのアウトリーチを行う等、SNSを含めた情報発信の機会を増やしています。特にアウトリーチについては、今年5月に株式会社マイナビが開催する転職フェアへの出展を試み、その結果、参加した企業99社中、2番目の集客数となりました。転職を考える多くの方に、犬山市役所を知ってもらえたと認識しており、受験者の増加につながると期待しています。

こういった取組を行うことで、犬山市の職員採用試験を受けてみようとする受験者を増やし、その結果、今後の行政運営に必要となる優秀な人材の確保に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。民間調査によりますと、今年5月1日現在の新卒大学生の就職内定率は既に72%と、昨年と比べて約7ポイント増となっており、民間企業の早期選考が加速しております。そうした中、当市においても、専門職の採用スケ

ジュールを前倒しする等、新たな取組が予定されており、より採用試験が受けやすくなり、多くの応募者があることを期待しております。

ここで再質問をさせていただきます。

既に全国の自治体においては、留学生や研究のため採用試験を受けられなかった学生や、転職希望の社会人などを含めた幅広い人材を確保しようと、通年募集に切り替えているところもあります。さらに、人材確保を進めるため、それぞれの受験者のライフステージにマッチできるよう、通年募集を導入できないかお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

中途採用の社会人枠で受験を考えられる方は、現在勤務している職場から転職を考える際に、次の年4月での採用となると、二の足を踏むことも想定されます。

転職サイト等を通じて実施してきた建築職、土木職においては、その点を踏まえ、本人の希望に沿って、前倒しして1月に採用した事例もありました。

通年募集とは異なりますが、市行政を担う多様な人材、優秀な人材を獲得するためには、より多くの方に職員採用試験にチャレンジしていただけるよう、中途採用の社会人枠では4月のみの採用ではなく、前倒しで入庁を可能としています。

また、必要に応じて、年度途中でも改めて職員採用試験を実施してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。既に通年募集と同じような採用方法を取り入れており、必要に応じて年度途中でも職員採用試験を実施することですので、通年募集を前向きに検討していただくことを期待しております。

ここで再々質問を副市長にさせていただきます。

今回の一般質問に当たって、市の人材確保に関して調べましたところ、今から17年前の平成19年4月に策定されました、犬山市人材育成基本方針の中に、多様な人材の確保が一文、明記されておりました。しかし、今回の一般質問でも分かりましたが、人材確保は行政にとって重要であり、既に当局においても、様々な取組がされています。

また、国においても、昨年12月に人材育成確保基本方針策定指針が、人材確保の観点からも改正されたところであります。そこで、この機会に、犬山市人材育成基本方針の見直しができないかお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 光清議員の再々質問にお答えをいたします。

今、光清議員も法の流れというのを若干ご説明いただきましたが、重複する部分もございます。本市におきましても、平成9年、国、総務省でございますが、策定をいたしました人材育成基本方針策定指針を基に、平成19年に犬山市人材育成基本方針を策定をしております。

その後、生産年齢人口の減少や働き手側の価値観の多様化、社会経済状況が大きく変化していく中、令和5年12月、国これも総務省でございますが、新たな指針として、人材育成・確保基本方針策定指針を策定をいたしました。この指針では人材確保、職場環境、デジタル人材の育成・確保が位置づけられております。

議員ご質問の犬山市人材育成基本方針の見直しにつきましては、今年度中に国が示しました新たな指針や、市独自の取組などを盛り込んでいくよう、改定準備を進めているところでございます。

また、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、人材確保につきましては、既に指針の見直しを先行して、様々な取組を実施しており、今後につきましても、時代の変化やニーズに対応しながら、優秀な人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、先般、来年度、令和7年度の新人職員、今、議員もおっしゃられました技術職、保育職、それから消防職の最終面接を終わりました、本日付で、ホームページで合格者の番号を公表しておりますので、来年度は優秀な人材が入ってくれるというふうに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 副市長、答弁ありがとうございました。副市長のリーダーシップを発揮していただきまして、早めに人材育成基本方針の改正を進めてもらうことを期待しております。

今後、先ほど話がありました、採用した職員一人一人が能力を最大限に発揮し、やりがいと成長実感が得られるよう、人材確保と合わせて、人材育成や職場環境の整備にも引き続き積極的に取り組んでもらうことを期待して、次の質問に移ります。

それでは、件名2、市街化調整区域における既存集落の維持についてです。

要旨1、市街化調整区域におけるまちづくりについてです。

今年度、犬山市も1町4村が合併して70周年を迎えました。この70年間において、当市も大きく発展し、特に市街化区域においては、場所によっては区画整理などにより、住宅や工場などが多く立地されております。また、市街化調整区域においても、幾つかの住宅団地が開発され、従来の集落とともに現在に至っており、市の全体の約35%の人が居住をしております。

そのような現状の中、今、全国の自治体において、市街化と比べ、建築行為が制限されている市街化調整区域では、空き家の増加とともに、人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの維持が課題となっております。当市でも例外ではありません。

また、当市の東部地域においては、市街化調整区域の多くの既存集落は、農業や里山管理も担っており、都市の環境を守っていく観点からも、その維持を図っていく必要があります。

そこで質問をいたします。市街化調整区域におけるまちづくりを、市としてどのように取り組んでいくか改めてお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山市都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標としては、地域特性や既存ストックを生かしながら、自然や農との触れ合いを求める多自然居住や、都市部と地方部の二つの生活拠点を持つ2地域居住など、多様なライフスタイルに応じた居住選択ができる土地利用を目指すとしています。

この目標に向けての市街化調整区域における都市づくりの方針としましては、公共施設や鉄道駅、都市基盤など、一定の既存ストックが整った準地区拠点では、新たな定住人口の受皿として、それらの既存ストックを生かした、地区計画制度の活用や、条例等に基づく住宅や立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図るとしています。

さらに、平地部や中山間部にある集落の中心地区には、コミュニティ拠点と位置づけ、既存の集落コミュニティを基本として、定住人口の維持により、日常生活に必要な機能の立地など、地域の利便性を確保しつつ、日常生活に必要な機能を満たすことができない場合は、コミュニティバスやデマンド型の輸送などにより、市街地との生活交通の確保を図る方針としています。

また、地域によっては、多自然居住や2地域居住など、新たなライフスタイルの受皿として、優良田園住宅制度の活用など、条例などに基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図る方針としています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。市街化調整区域においては、地域特性を生かしながら、多様なライフスタイルに応じた住居選択ができる土地利用を目指すため、準地区拠点やコミュニティ拠点を中心として、まちづくりを進めていくとのことでした。

また、地域によっては、条例などに基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図っていくとの答弁でした。それを踏まえた上で、次の質問に移ります。

要旨2、分家住宅の建築状況についてです。

私の住んでいるところも、総戸数68戸の市街化調整区域における既存集落です。集落の戸数はここ10年間変わっていませんが、住民の高齢化が進んでおり、町会長等の役員の成り手確保や、祭りなどの実施が難しくなることが予想されています。今後は若い人に住んでもらいたいと考えております。

市街化調整区域においては、血縁関係のある若い人たちは、父母や祖父母が住んでいる場合、一般的には分家住宅を建築することができ、その集落に戻ってくることがあります。その分家住宅には、一般分家と大規模分家があることは承知しております。

そこで質問をします。ちょっと聞き慣れない大規模分家の留意点はどうなっているのか、また、近年の当市の分家住宅の建築状況はどうなっているかお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市街化調整区域における分家住宅の許可としては、申請者の親などが市街化調整区域の決

定された昭和45年11月24日以前から継続して所有している土地で分家する一般分家と、ご質問の大規模分家があります。大規模分家は、市街化調整区域の決定以前から継続して、市街化調整区域内の既存集落に住んでいる方々の子どもたちが申請者として、同じ既存集落内で新たに土地を購入して分家することができる許可制度となっています。このため、申請者の親が存命の間に、適用可能な制度になっております。

なお、近年3年間の分家に関する許可実績の件数としましては、一般分家が令和3年度7件、令和4年度8件、令和5年度1件、大規模分家が令和3年度1件、令和4年度2件、令和5年度4件となっています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。毎年ある程度の分家住宅が建築され、若い世帯が既存集落に移住している状況を理解いたしました。しかし、年間実績は多い年で10件となっていますが、今後、昭和45年11月24日以前から住んでいる親が存命の間に適用可能な制度となっていることを考慮すると、将来が少し心配になります。

そこで、次の質問に移ります。要旨3、建築規制の緩和についてです。

先日、私の集落において、以前家が建っていた跡地、いわゆる既存宅地を購入して、新居を構えられる方が、市外から町内会に加入をされました。既存宅地であれば誰でも家が建てられますが、限りがあり、場所的には新築に不適な場合もあります。そこで、その集落に住んでいる人と血縁関係がない人でも家を建てることのできる住宅の建築緩和について質問をします。さきの小川議員の一般質問でもありましたが、私からも質問をさせていただきます。

現在、当市においては、条例に基づく住宅の建築緩和策が二つあることを承知しております。一つは、都市計画法第34条第11号に基づく、いわゆる区域指定制度とも言われていますが、による住宅建築の要件と現状はどうなっているのか。また、優良田園住宅制度による住宅建築の要件と現状はどうなっているか、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

近年、市街化調整区域における既存集落の維持のため制定した、犬山市が独自の規制緩和策としては、平成31年度に制定した、農山村地域などで優良な住宅建築を促進する優良田園住宅制度と、令和4年度に富岡前駅周辺で制定した都市計画法第34条11項に基づく区域指定があります。

優良田園住宅は国の法律に基づき基本方針を定めて、都市計画マスタープランなどに住宅施策として記載されている区域において、住宅の立地緩和を行うもので、県内では新城市、みよし市が、制度を活用しながら人口の維持を図っていますが、犬山市は一戸建ての住宅も許可対象にしているのも特徴です。

住宅の要件としましては、敷地300平米以上、建蔽率30%以下、容積率50%以下、高さ10メートル以下などの要件に該当する一戸建ての専用住宅となります。

対象区域としましては、栗栖、今井の集落を、都市計画マスタープランに区域を掲載して

おり、これまでに栗栖において一般住宅1件を許可しています。

都市計画法第34条第11号は、対象区域としては、市街化区域に隣接または近接して50戸以上の集落において、宅地化率40%以上、6メートル以上の道路が適切に配置されているなどの条件に該当している地域において、市が方針に基づいて指定を行っています。許可対象としては、専用住宅、兼用住宅、共同住宅などの建築物で、敷地面積が200平方メートル以上、高さ10メートル以下のものとなります。

愛知県内の近隣では江南市、稲沢市、岩倉市が制度を活用しており、それぞれの市の課題解決に向けて、市街化調整区域の規制緩和を行っています。

犬山市の場合は、都市計画マスタープランに定める準地区拠点である富岡前駅周辺で基準に該当する区域として、富岡、塔野地の集落を区域指定をしており、これまでに一般住宅9件、共同住宅2件の許可を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。優良田園住宅が1件、都市計画法第34条第11号による建築規制の緩和により11件の建築許可があり、一定の効果が出ていることが分かりました。

そこで、再質問をいたします。二つの建築規制の緩和策、この対象区域を、楽田や羽黒、池野地域など、他の市街化調整区域で検討する考えはないかお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

都市計画法第34条第11号に基づく区域指定については、まずは指定した富岡前駅周辺での効果を検証しながら、都市計画マスタープランにおいて、地域の拠点として掲げている善師野駅周辺や池野小学校周辺などにおいて、区域指定の基準に該当する区域があるか検討を行っていきたいと考えています。

優良田園住宅制度については、現在の制度基準では申請実績が1件しかないことから、基準の見直しについて検討をしていきます。建物の敷地面積や建蔽率、容積率など、法令で定められている以外で、犬山市が独自で定めようとする基準については、愛知県との協議が必要となるため、この制度の活用につながるとされる建築を可能とするエリアの基準の見直しについて、愛知県と協議をしていく考えです。

しかしながら、対象地域については、現在の栗栖、今井のほか、新たな区域を都市計画マスタープランに位置づけることは考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

効果が見られる都市計画法第34条第11号による住宅建築の規制緩和については、まずは現在の制度の効果を検証しながら、地域拠点である善師野駅周辺や池野小学校周辺の区域を検討していくとの答弁でした。

私は初めに言いましたが、犬山市東部地域の既存集落は、コミュニティの維持だけではな

く、農業振興や周辺の里山管理にも大きな役割を担っております。そうした既存集落が将来にわたって維持できなければ、単にその既存集落だけの問題ではなく、市全体の問題になることは言うまでもありません。

したがって、検討予定地域だけでなく、他の地域についても、今後の状況を踏まえて、地域の特性を生かした定住につながる施策展開を期待して、次の質問に移ります。

それでは、件名3、犬山温泉の再興について。

犬山温泉は、今から28年前の平成8年に、当時の名鉄犬山ホテルの敷地内から湧出しました。当時私は、観光行政に携わっており、犬山温泉は白帝の湯として、観光の重要な柱になることが期待され、大いに宣伝されたことが印象に残っております。

犬山温泉の温泉水は、木曽川沿いのホテルや旅館で導入され、宿泊客はもちろん、日帰り客の方にも多く利用されてきましたが、その後廃業する旅館もあり、名鉄犬山ホテルもホテルインディゴ犬山有楽苑として生まれ変わり、現在に至っております。最近あまり犬山温泉の話題を聞くことがなくなり、市民の方からも「温泉に入りたいが、どこへ行けばいいの」との声を聞きます。当時の関係者としては少し寂しい気持ちです。

そこで質問をいたします。要旨1、犬山温泉の現状についてです。

過去3年間、温泉利用者の推移はどうなっているのか。そのうち日帰り入浴者はどうなっているのか。温泉施設等の管理体制はどうなっているか。それらを踏まえ、現在の犬山温泉の課題をどのように認識しているか、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山温泉は現在、市内の3つのオフィス、宿泊施設、そして木曽川を挟んで各務原市の1つの宿泊施設の計4施設にて供給されております。

過去3年間における市内の宿泊施設における犬山温泉の利用者数は、令和3年度 1万223人、令和4年度 4万1,965人、令和5年度 6万3,951人の利用となっております。

また、その3年間における日帰りの入浴の利用につきましては、市内社会福祉施設においては宿泊者のみの提供となっており、日帰り入浴の利用はございません。

次に、温泉施設等の管理についてですが、平成8年の温泉開所以降は、名鉄犬山ホテルをはじめ5つの宿泊施設により、犬山温泉組合が組織され、施設の維持管理や共同でのPR活動などが行われておりました。現在は名古屋鉄道株式会社にて管理されており、ホテルインディゴ犬山有楽苑など、4つの宿泊施設への温泉水の供給がなされ、組合としての組織は残っておりますが、活動はされていないと聞いております。

犬山温泉の課題としましては、コロナ後の観光動向、インバウンドの回復等により、犬山温泉施設宿泊者が徐々に増えてきていることに対し、温泉自体の湯量が潤沢ではないことから、引き続き安定的な供給量を確保することが課題として挙げられるというふうを考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。犬山温泉を利用する人数が順調に増加していることに安心はしましたが、平成27年に約12万7,000人の温泉利用者があったことを思いますと、隔世の感がいたします。また、日帰り入浴がなくなったことは、先にも言いましたが、地元住民としても少し寂しい気持ちであります。

また、温泉の湯量が潤沢でないとのことで、今後の温泉利用者が増えた場合に、供給量の確保が課題ということですが、まずは温泉利用者を増やすことに取り組んでもらうことに期待をします。

ここで再質問をします。

犬山温泉を入浴した場合、入湯税を利用者から頂いていますが、その現状はどうなっているのか。そして、それはどのように使われているかお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

過去3年間の入湯税の状況につきましては、令和2年度は114万4,650円、令和3年度、147万6,750円、令和4年度、625万4,250円が市の歳入となっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度及び令和3年度は、宿泊者数も大きく減少したことから、入湯税額も落ち込みましたが、現在は増加傾向となっております。

この入湯税の2分の1が、犬山市観光事業振興基金として積み立てられており、令和5年度末時点での基金の残高は1,728万1,889円となっております。基金に充当させていただいた入湯税につきましては、去年度は観光案内看板の設置、また令和4年度には公衆トイレの建て替え工事など、主に施設の更新や修繕などの費用に活用させていただいております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。入湯税の基金残高が約1,700万円余りあり、主に観光に関するハード整備に使われている現状が分かりました。今後有効に活用してもらいたいと思います。

それでは、要旨2、犬山温泉の今後についてです。

令和4年に策定されました、犬山市観光戦略では、犬山温泉の再興が、チャレンジする施策として掲げられております。

そこで、質問をいたします。先ほどの課題を踏まえて、犬山温泉の入浴施設の拡大についてはどのように考えているのか。また、情報発信についてはどのように取り組んでいくか、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山温泉の課題は、先ほど答弁したとおりですが、入浴施設が減少していることも事実です。温泉施設が充実することで、消費や宿泊を高めることにつながるため、入浴施設の拡大

は重要なテーマとなります。こうした状況から、新たな民間事業者が参入する場合は、既存宿泊施設の湯量を考慮した上で、供給の可否が判断されると想定されますが、民間事業者間での決められる内容であると考えております。新たな参入があった場合は、市としても宣伝活動をしっかり行うなど、応援はしていきたいと考えております。

一方、犬山温泉の情報発信についてですが、観光地に温泉があるということは、観光地としてのブランド力向上の面で重要であり、来訪動機を高め、宿泊者数を伸ばすことにつながるものと認識しております。

このため現時点では、既存の宿泊施設の利用を増やすことを基本と考えながら、犬山温泉を通じて犬山観光の価値を高められるよう、効果的な情報発信、誘客宣伝活動に努めてまいりたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。入浴施設の拡大は重要なテーマであり、今後の新規参入事業者があることを私も期待しております。できれば日帰り入浴ができるような施設であれば、犬山観光をさらに魅力的なものにすることができるのではないかと思います。

また、犬山温泉を通じて、犬山観光の価値を高めるよう、効果的な情報発信と誘客宣伝活動に努めるとのことです。そのため私から具体的な提案をさせていただきます。

要旨3、足湯の設置について。

さらなる犬山温泉の魅力を高め、再興するため、足湯の開設を検討したらどうでしょうか。開設に当たっての費用は、先に質問した入湯税の基金や観光の補助金を活用したらどうでしょうか。足湯を開設することにより、場所にもよりますが、国宝犬山城、名勝木曾川、桜並木などを眺めながら湯につかれます。

こうした条件の足湯は、SNSなどにより情報が発信されることになります。具体的には、キャスルパーキングの観光案内所の周辺などが最適と考えられます。その結果、犬山温泉の魅力を効果的に再発信できると思いますし、合わせて市民の皆様にも、犬山温泉を再認識してもらい、PRと健康づくりにも役立てることができるのではないのでしょうか。当局の考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

足湯は、観光地として魅力を高める施設になり得るものと捉えております。ほかの温泉地においても、公設、民設など、実施主体は様々ですが、数多く見られ、観光客の満足度を高めているものと認識しております。

一方で、議員ご提案いただいた公共駐車場も含めた場所の選定や、設置と管理に必要な事業費、そして先に述べた湯量の確保なども考えると、現時点で市により足湯施設を設置することは難しいものと判断しております。

しかしながら、議員がご提案の犬山温泉という貴重な観光資源の魅力を最大限に生かして、

誘客や消費の拡大につなげることや、市民の皆さんにも楽しんでいただくという考え方は重要であるというふうに認識をしております。

今後も犬山観光の魅力とブランド力が高まる効果的な情報発信、それと、満足度を高める観光地づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。私は今回の一般質問に当たって、蟹江町にあります、足湯かにえの郷を見てきました。この足湯は、蟹江町が商業、観光の活性化のため、平成18年度に宝くじの助成金を活用して、町の負担はなしで設置したものです。足湯は平日でも200人前後の利用があるとのことで、私が行った日も平日でしたが、常時数人の入湯者があり、のんびりと湯につかっている状況でした。

このように足湯は、観光客はもちろん、市民の方にも利用してもらうことにより、犬山温泉のよさを知ってもらうことができます。そうした市民の方々から、犬山温泉の魅力を発信していただくことが、新たな観光地犬山のブランドを高めると私は確信をしております。

今、全国の観光地では、観光客と地元住民との共存が求められております。犬山温泉再興のため、足湯の設置が必要であると指摘をさせてもらい、私の一般質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週10日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時00分 散会